

第4期江別市地域福祉計画

(案)

**令和元年12月
北海道江別市**

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付けと関連計画 | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画策定の方法 | 3 |
| (1) 江別市地域福祉計画策定委員会での審議 | 3 |
| (2) 市民アンケート調査の実施 | 4 |
| (3) 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施 | 4 |
| (4) 庁内関係部局・江別市社会福祉協議会との連携 | 4 |
| 5 計画策定に係る国の方向性 | 5 |
| 第2章 地域を取り巻く現状と課題 | 6 |
| 1 人口及び世帯などの状況 | 6 |
| (1) 市の状況 | 6 |
| (2) 地区別の状況 | 8 |
| (3) 社会的支援が必要な方の状況 | 11 |
| 2 地域活動の現状 | 13 |
| (1) 自治会 | 13 |
| (2) 民生委員・児童委員 | 13 |
| (3) ボランティア団体など | 14 |
| (4) 各種相談窓口 | 15 |
| 3 地域福祉を支える基盤整備の状況 | 18 |
| 4 第3期地域福祉計画の評価 | 24 |
| 5 市民アンケート調査結果概要 | 26 |
| (1) 社会的支援が必要な方の状況 | 26 |
| (2) 近所付き合いについて | 28 |
| (3) 地域活動やボランティアについて | 32 |
| 6 地域福祉の推進に係る課題 | 35 |
| 第3章 地域福祉計画 | 36 |
| 1 基本的な考え方 | 36 |
| 2 基本理念 | 36 |
| 3 基本目標・基本施策 | 36 |

| | |
|------------------------------|----|
| 4 計画の体系 | 38 |
| 5 施策の展開 | 39 |
| 第4章 計画の推進に向けて | 55 |
| 1 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割 | 55 |
| (1) 市民の役割 | 55 |
| (2) 事業者の役割 | 55 |
| (3) 社会福祉協議会の役割 | 55 |
| (4) 行政の役割 | 56 |
| 2 計画の検証 | 56 |
| (1) 計画の進行管理 | 56 |
| (2) 計画の評価 | 56 |

資料編

| | |
|----------------|----|
| 資料1 用語解説 | 58 |
|----------------|----|

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画とは、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域の様々な生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援など、それぞれの法律や制度により必要なサービスを提供するための計画ではなく、地域に関わる全ての方や団体などが協働しながら、「地域で支援が必要な方をどのように把握するのか」「どのように適切なサービス提供や支援を行っていくのか」といった、各福祉分野に共通する課題の解決に向けた、基本的な目標や考え方を示すものとなっています。

江別市では、「第3期江別市地域福祉計画」策定以降、年少人口の増加がみられるものの少子高齢化は進行し、高齢者世帯や一人暮らし世帯は増加しています。また、人々の価値観、ライフスタイルの多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化がみられるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は変化し、人々が暮らしていく上での課題は複雑化、複合化しています。そのため、相談支援体制の総合的な強化の必要性、地域福祉を支える担い手や交流の場の不足といった様々な課題が明らかになってきています。

一方で、多様化する地域生活課題に対し様々な法改正が行われ、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変化しつつあります。

「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進するため「地域包括ケアシステム^{※28}の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に関連して、平成30年には「社会福祉法」が改正され、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示されました。

これらの状況を踏まえ、令和元年度をもって「第3期江別市地域福祉計画」の計画期間が終了することから、第3期地域福祉計画を承継しつつ、法改正に留意しながら「第4期江別市地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置付けと関連計画

本計画は、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞」で掲げた、まちづくりの基本理念の根幹にある「協働のまちづくり」との整合性を図り、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。

高齢者、障がいのある方、子どもや子育て中の方などに対する、各福祉分野における具体的な施策については、分野別の個別計画に基づき展開されます。

そのため、本計画では、福祉に関する分野別計画を含みながら、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針・推進の方向性などを明示し、地域における展開を総括する役割を持ち合わせています。

えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞(H26～R5)

市の10年後の未来に向けて策定された、市の最上位計画です。

まちづくりの基本理念として、「安心して暮らせるまち」「活力のあるまち」「子育て応援のまち」「環境にやさしいまち」の四つの柱を掲げています。

これらは、市民、自治会^{※14}、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体や様々な世代が、それぞれの役割と責任を理解し、互いに尊重しながら協力して地域課題に取り組む「協働のまちづくり」が、この基本理念の根幹にあります。



江別市地域福祉計画(R2～R6)

(社)江別市社会福祉実践協議会

江別市高齢者総合計画(H30～R2)

[根拠法]
老人福祉法（第20条の8）
介護保険法（第117条）

障がい者支援・えべつ21プラン (障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画) (H27・30～R2)

[根拠法]
障害者基本法（第11条）
障害者の日常生活・社会生活を総合的に支援するための法律（第88条）
児童福祉法（第33条の20）

えべつ・安心子育てプラン (R2～R6)

[根拠法]
子ども・子育て支援法（第61条）

えべつ市民健康づくりプラン21 (H26～R5)

[根拠法]
健康増進法（第8条）

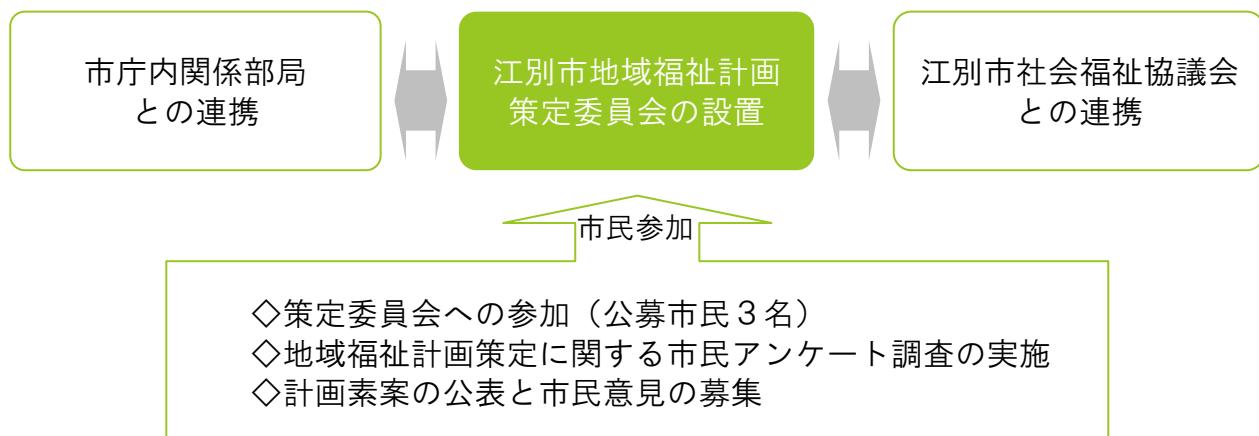
3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、5年間を一期として策定したものです。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第3期江別市地域福祉計画 | 計画期間 H27～31 | | | | | |
| 第4期江別市地域福祉計画 | 見直し | | 計画期間 | | | |

4 計画策定の方法

本計画は、江別市地域福祉計画策定委員会を中心に、市民アンケート調査や計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント^{※34)}などを踏まえて策定しました。



（1）江別市地域福祉計画策定委員会での審議

公募によって選出された地域福祉に関心のある市民、各種団体代表、学識経験者、合わせて12名で構成される江別市地域福祉計画策定委員会を設置し、本計画に関する審議を行いました。

(2) 市民アンケート調査の実施

本計画策定に係る基礎資料として、地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

① 調査概要

対象地区：江別市全域

対象者数：令和元年7月1日現在で、江別市に居住する18歳以上の個人3,000名

調査方法：郵送配布・郵送回収（回収率向上のため、回収日1週間前に全対象者へお礼兼督促はがきを発送）

調査時期：令和元年8月

② 回収結果

| | 件数 | 回収率 |
|-----|-------|-------|
| 配布数 | 3,000 | — |
| 回収数 | 1,535 | 51.2% |
| 有効票 | 1,534 | 51.1% |
| 無効票 | 1 | 0.1% |

(3) 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施

本計画は、今後5年間の江別市の福祉に関する基本的な考え方を示すものとなるため、市民参加条例に基づき、計画の内容を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めます。市民から提出された意見などを考慮し、必要に応じて計画へ反映させるため、市民意見の募集を実施しました。

(4) 庁内関係部局・江別市社会福祉協議会との連携

庁内関係部局との連携を図り、関連する施策の実績評価、計画の内容などについて、横断的に意見調整を行いながら計画に反映しました。

また、事務局に江別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会^{※15}」という。）の職員が参画し、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画と整合性がある計画となるよう留意しました。

5 計画策定に係る国の方針性

多様化する地域生活の課題に対し、様々な法改正が行われています。「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 54 号）による災害対策基本法の一部改正、「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）、「成年後見制度^{※25}の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）の施行、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施など、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変化しつつあります。

「地域共生社会」の実現に向け、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）に関連して「社会福祉法」が改正され、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、制度の狭間の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指すなどの方向性が示されました。

これを受け、高齢者の生活支援を目的とした「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、子どもや障がいのある方も含めた地域生活課題を抱える全ての人々に対して、包括的な支援体制の整備が必要となりました。

【社会福祉法の改正】

「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項

- ◎地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項《新規》
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ◎包括的な支援体制の整備に関する事項《新規》

【主な国の動き】

| | |
|---------|--|
| 平成 25 年 | 災害対策基本法の一部改正（法律第 54 号） |
| | 生活困窮者自立支援法の成立（法律第 105 号） |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立（法律第 64 号） |
| | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（法律第 65 号） |
| 平成 28 年 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（法律第 29 号） |
| | ニッポン一億総活躍プラン「地域共生社会」の実現の閣議決定 |
| 平成 29 年 | 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定 |
| | 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立（法律第 52 号） |
| 平成 30 年 | 「改正社会福祉法」の施行 |

第2章 地域を取り巻く現状と課題

1 人口及び世帯などの状況

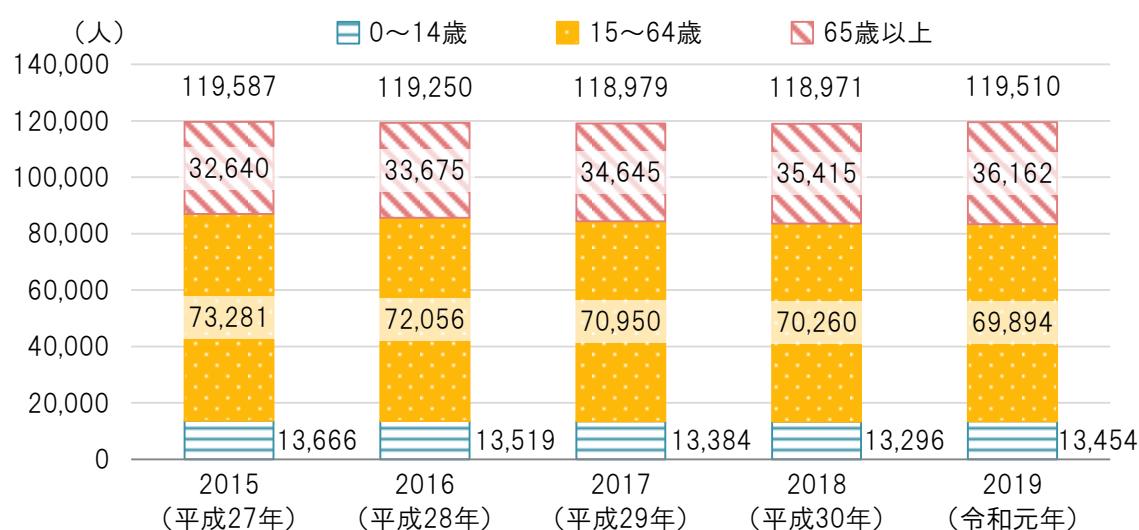
(1) 市の状況

① 人口

平成 27 年以降の総人口は減少傾向でしたが、令和元年には 119,510 人となり増加に転じています。

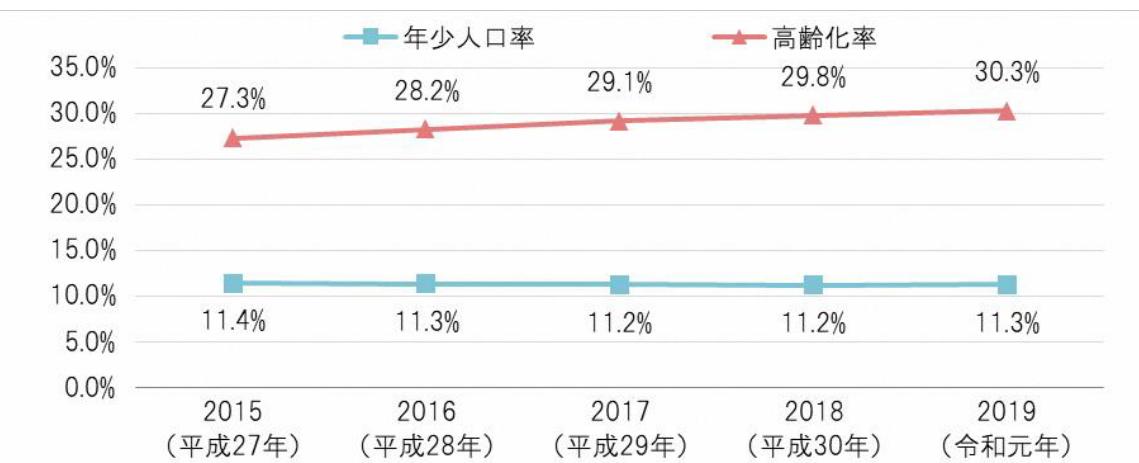
年齢 3 区別にみると、0~14 歳（年少人口）は平成 30 年まで減少傾向にありましたが、令和元年には増加し、比率は 11.3% となっています。15~64 歳（生産年齢人口）は減少傾向、65 歳以上（高齢者人口）は増加傾向（高齢化率^{※8}は 30.3%）となり、少子・高齢化が続いている状況にあります。

図表1 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

図表 2 年少人口率^{※31}・高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

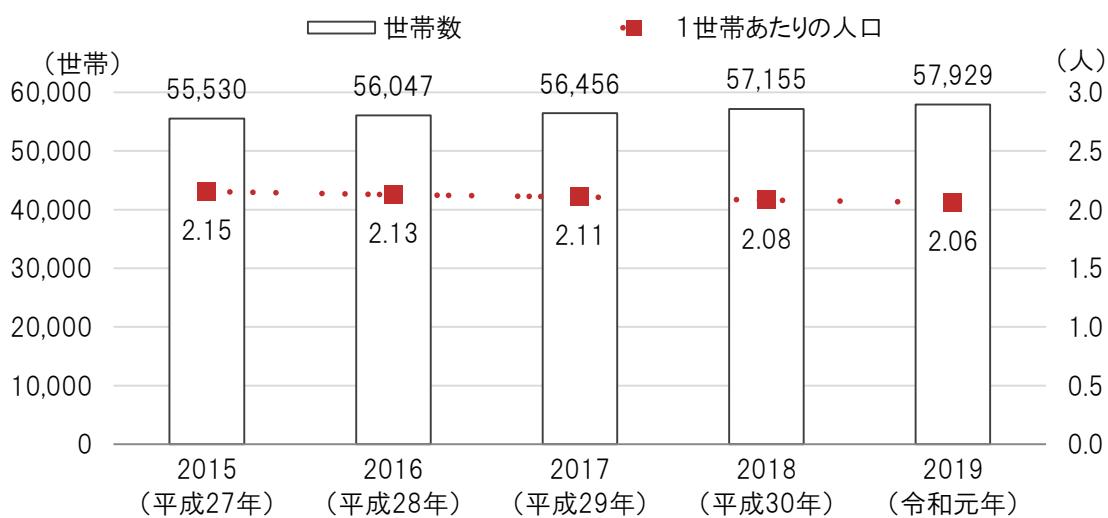
② 世帯数

平成 27 年以降の総世帯数は増加傾向にあり、令和元年には 57,929 世帯となっています。

総人口は減少、総世帯数は増加していることから、1 世帯あたりの人口は減少しており、令和元年には 1 世帯あたり 2.06 人となっています。

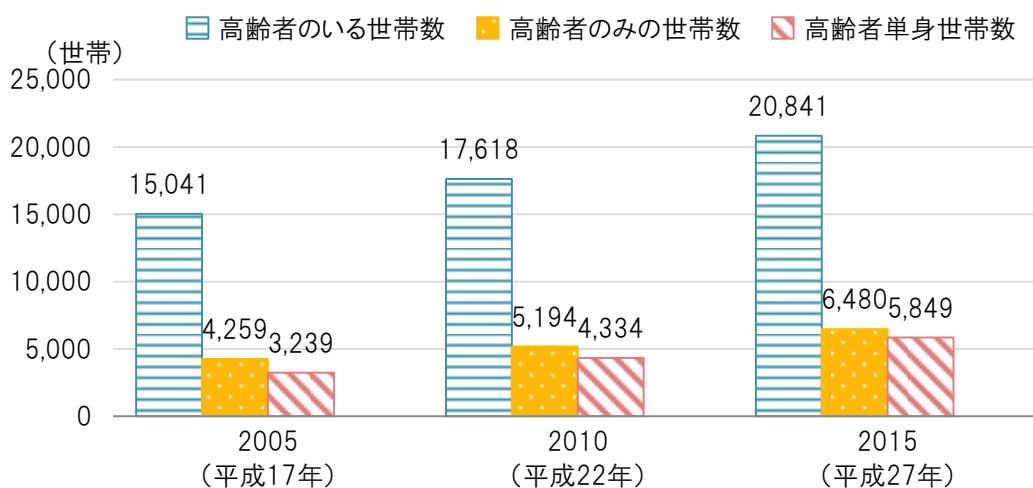
また、65 歳以上の高齢者のいる世帯数は増加しており、平成 27 年には高齢者のいる世帯数（2 人以上の世帯のうち、65 歳以上の高齢者が 1 人以上いる世帯）は 20,841 世帯、高齢者のみの世帯数（いずれも 65 歳以上の夫婦）は 6,480 世帯、高齢者単身世帯数（65 歳以上の単独世帯）は 5,849 世帯となっています。

図表 3 世帯数・1世帯あたり人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

図表 4 65 歳以上の高齢者のいる世帯数の推移



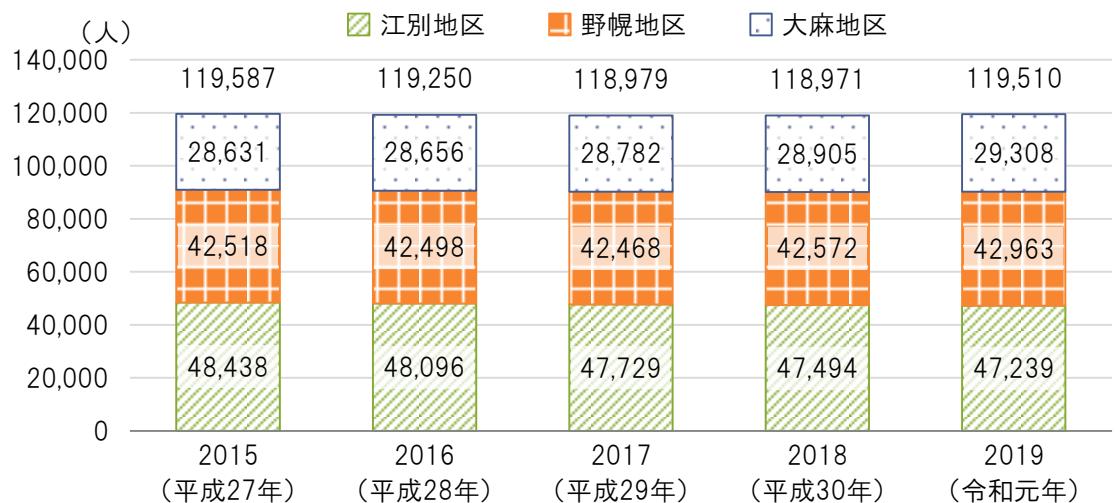
資料：国勢調査^{※10}

(2) 地区別の状況

平成 27 年以降の地区別人口は、江別地区は減少傾向にあり、令和元年には 47,239 人となっています。

野幌地区は平成 30 年より増加傾向にあり、令和元年には 42,963 人、大麻地区は全体で占める割合は少ないですが増加傾向にあり、令和元年には 29,308 人となっています。

図表 5 地区別人口の推移



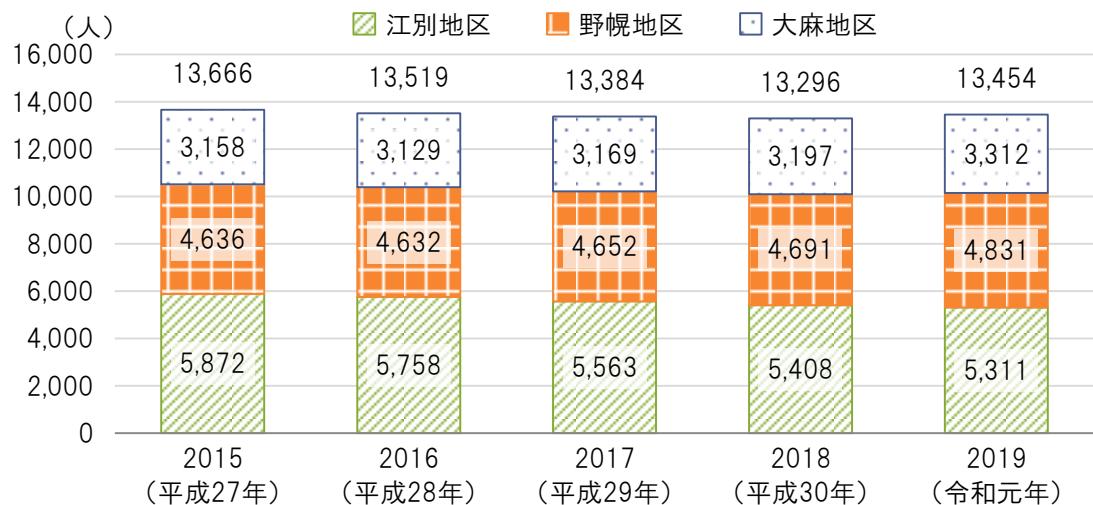
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

① 年少人口

地区別の年少人口は、江別地区は減少傾向にあります。令和元年には市全体で増加傾向にあり、野幌地区と大麻地区では平成29年から増加傾向となっています。

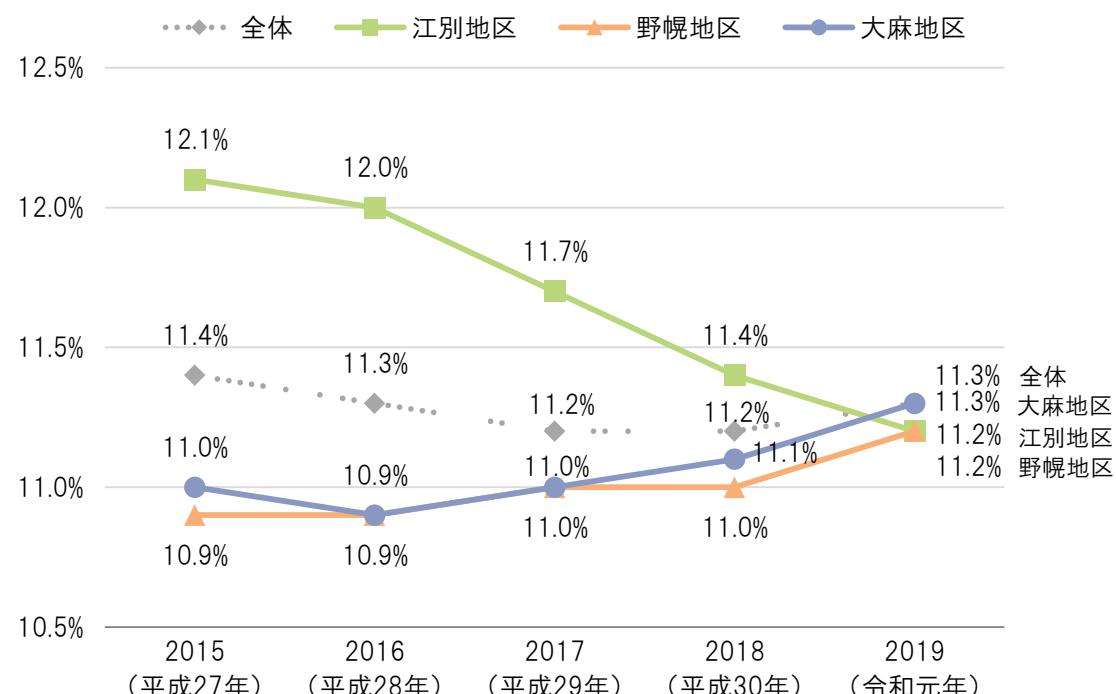
年少人口率の推移をみると、江別地区は割合の減少が続いているが、野幌地区と大麻地区では割合が増え、令和元年には野幌地区が11.2%、大麻地区が11.3%となっています。

図表6 地区別年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

図表7 地区別年少人口率の推移



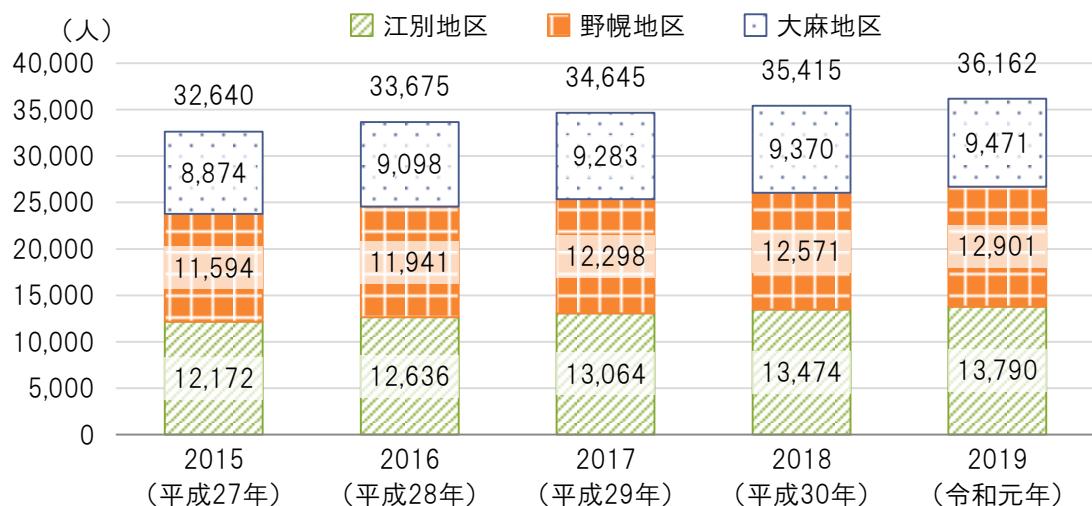
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

② 高齢者人口

地区別の高齢者人口は、全ての地区で増加傾向にあります。

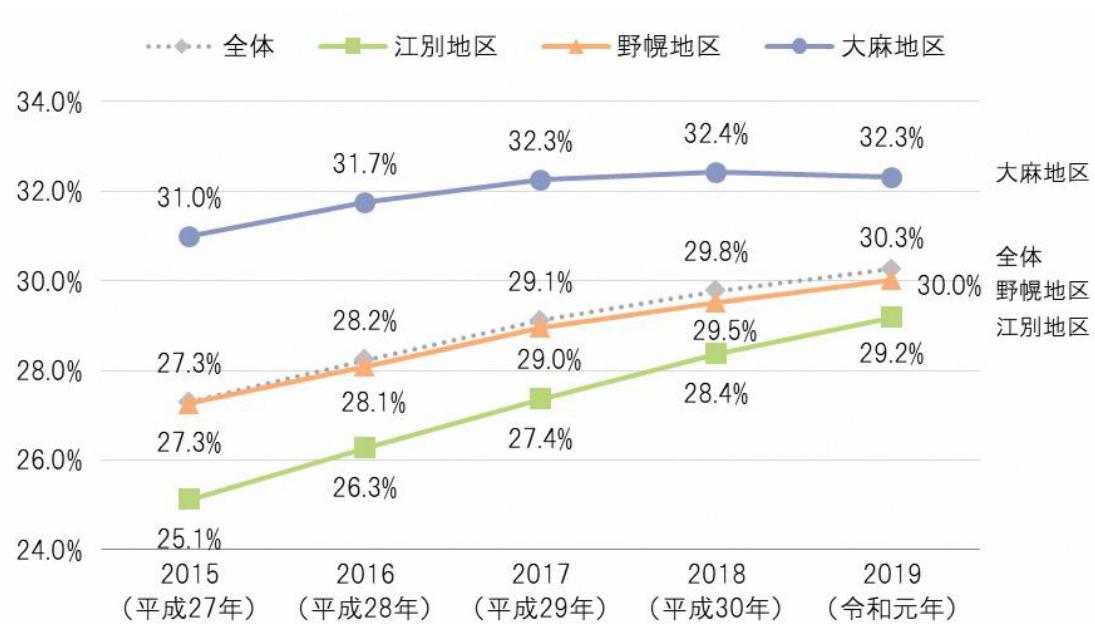
高齢化率の推移をみると、大麻地区が最も高く、令和元年には32.3%となっていますが、平成30年からはおおむね横ばいです。江別地区と野幌地区はともに増加が続いているおり、令和元年には江別地区で29.2%、野幌地区で30.0%となっています。

図表8 地区別高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

図表9 地区別高齢化率の推移



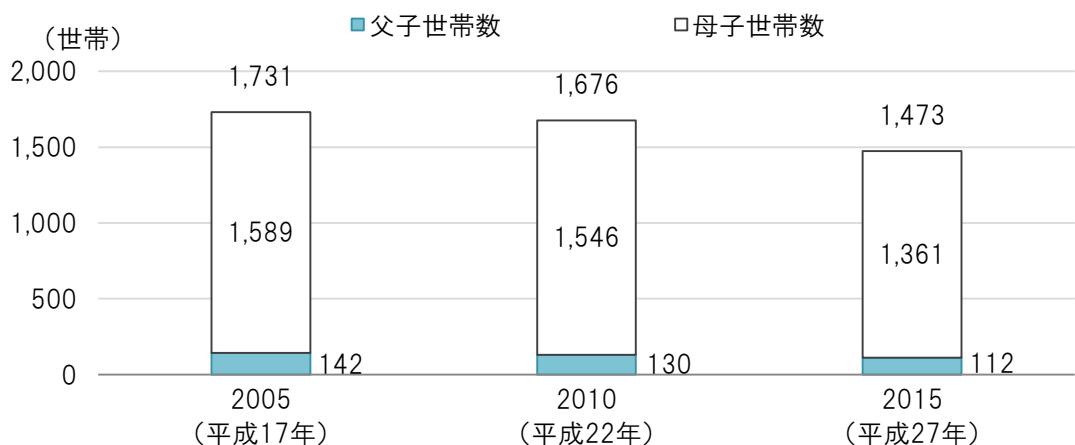
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(3) 社会的支援が必要な方の状況

① ひとり親世帯数（18歳未満の子どもがいる世帯）

平成17年以降、ひとり親世帯数は父子世帯、母子世帯とともに減少を続けており、平成27年には全体で1,473世帯、父子世帯は112世帯、母子世帯は1,361世帯となっています。

図表10 ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

② 生活保護受給者

平成27年以降、生活保護受給者^{※23}はおおむね横ばいが続いており、平成31年には1,522人となっています。

図表11 生活保護受給者の推移



資料：江別市調べ（各年4月1日）

③ 避難行動要支援者避難支援制度登録者

市は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方などが、安全に避難したり、円滑に援助活動を受けることができるよう、避難行動要支援者避難支援制度^{※36}を実施しています。

登録者数は平成28年までは増加傾向が続いていましたが、平成28年以降は減少傾向となっており、平成31年には1,224人に減少しています。

図表12 避難行動要支援者避難支援制度登録者数の推移



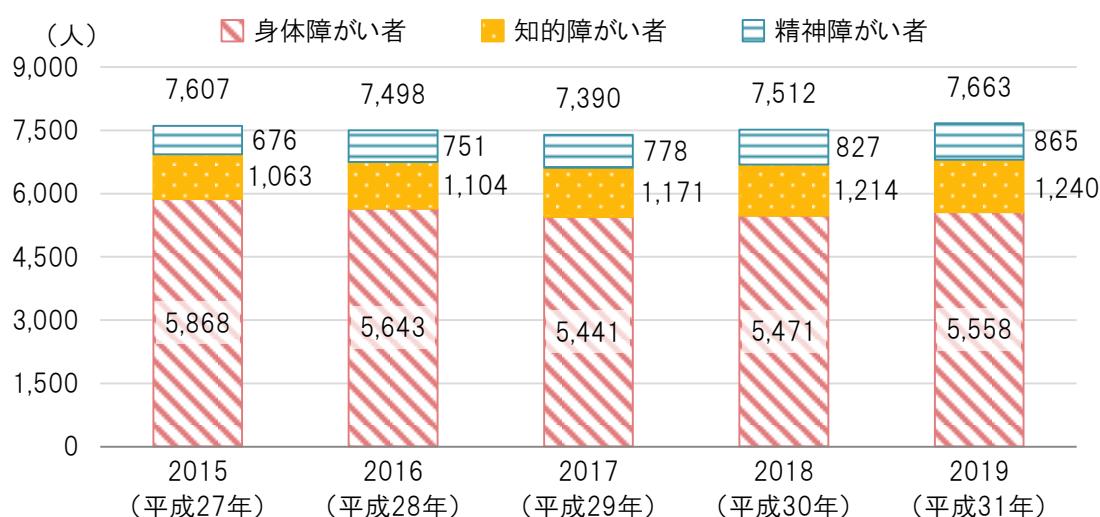
資料：江別市調べ（各年4月1日）

④ 障がいのある方（手帳交付者）

障がい者（手帳交付者）全体をみると、平成29年まで減少傾向となっていましたが、その後増加傾向となり、平成31年には7,663人となっています。

障がい種別では、平成31年には身体障がい者は5,558人で最も多く、知的障がい者は1,240人、精神障がい者は865人となっています。

図表13 障がい者数(手帳交付者数)の推移



資料：江別市調べ（各年4月1日）

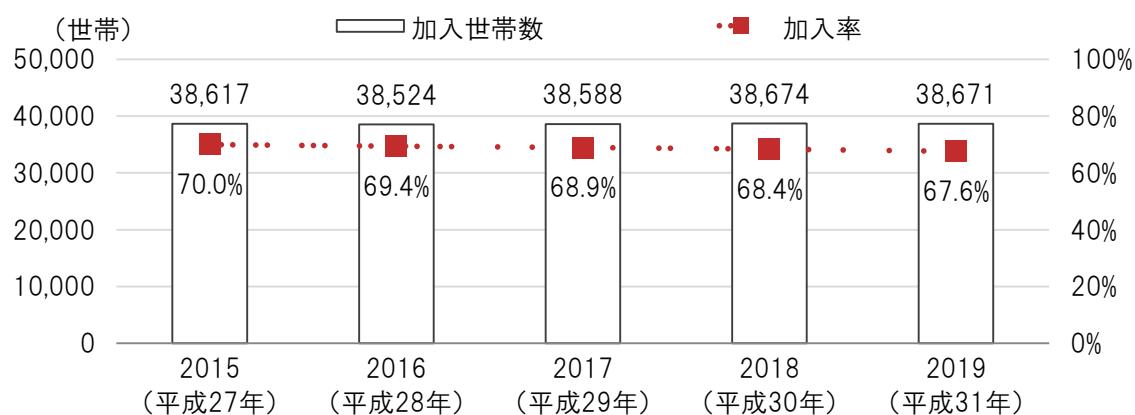
2 地域活動の現状

(1) 自治会

平成 31 年 4 月 1 日現在、市内には 162 の自治会があります。

自治会加入世帯数は平成 27 年から比較すると増加傾向である一方、加入率は減少傾向が続いている。平成 31 年には加入世帯数が 38,671 世帯、加入率は 67.6% となっています。

図表 14 自治会の加入世帯・加入率の推移



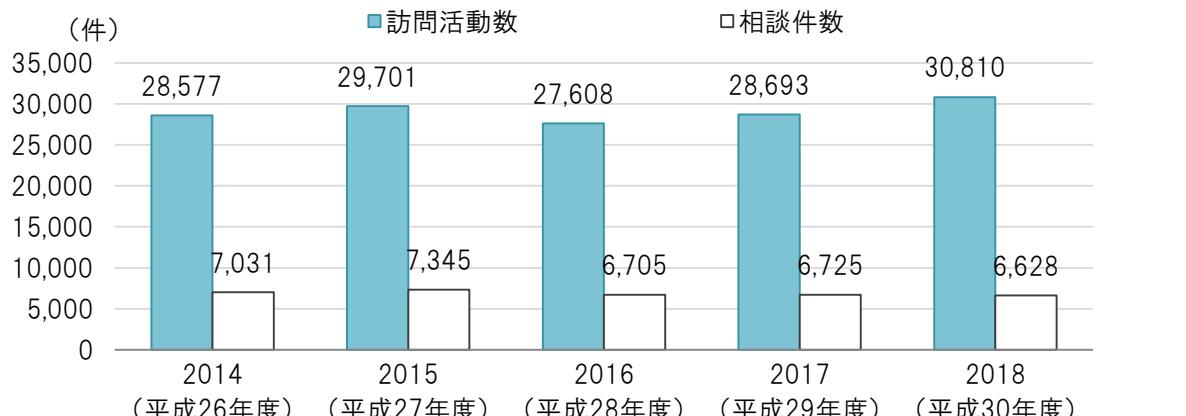
資料：江別市調べ（各年 4 月 1 日）

(2) 民生委員・児童委員

平成 31 年 4 月 1 日現在の民生委員・児童委員^{※38}数（定員数）は 248 人となっていますが、引き続き高齢化と担い手不足が深刻な状況です。

民生委員・児童委員の訪問活動数は平成 28 年度以降増加傾向で、平成 30 年度には 30,810 件となっています。相談件数は、平成 28 年度以降はおおむね横ばいで、平成 30 年度には 6,628 件となっています。

図表 15 民生委員・児童委員の訪問活動・相談件数の推移



資料：江別市調べ

(3) ボランティア団体など

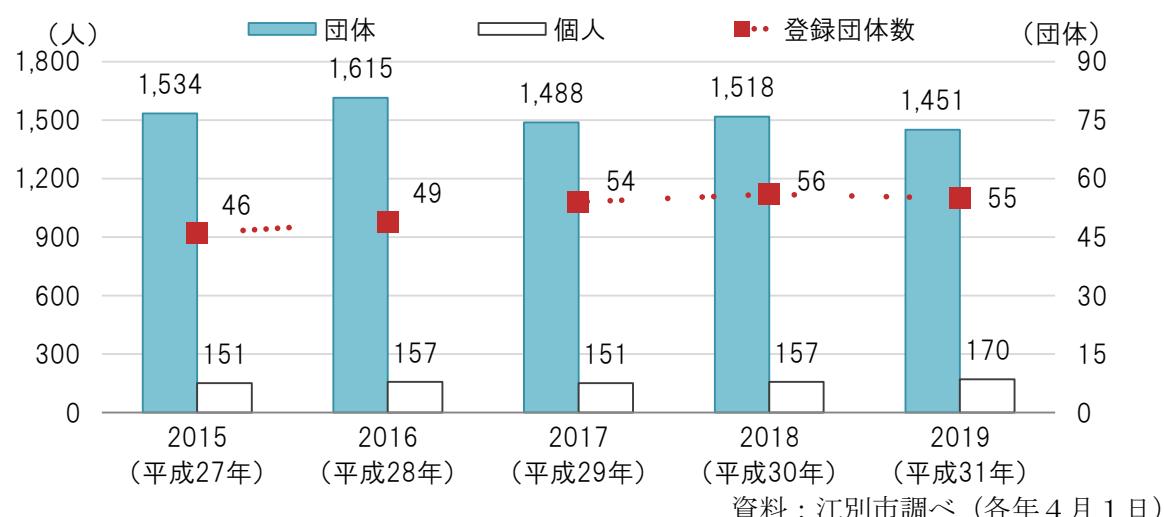
① ボランティア登録

社会福祉協議会は、ボランティアの活動拠点としてボランティアセンターを運営しております、ボランティアセンターに登録している団体がボランティア団体連絡会を構成しています。

登録団体数は、平成31年に55団体となっています。

登録団体の会員数は増減を繰り返し、平成31年には1,451人、個人登録者数は170人となっています。

図表16 ボランティアセンターへの登録者数・登録団体数の推移



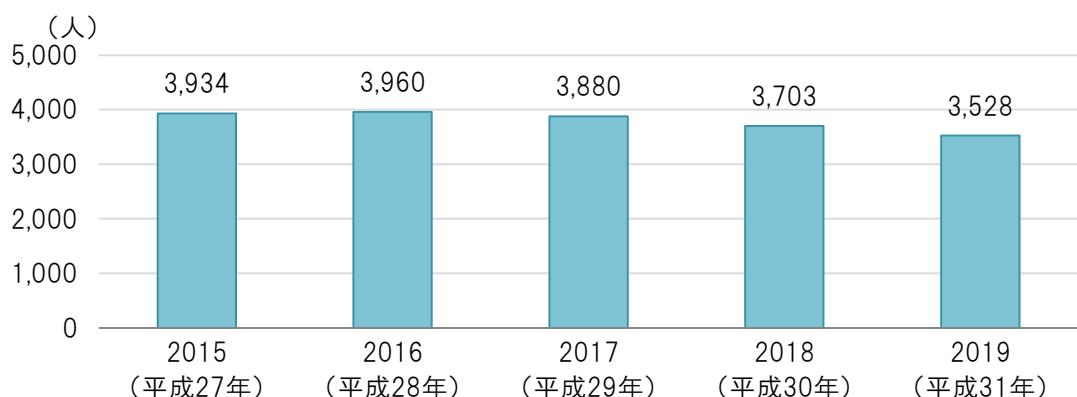
資料：江別市調べ（各年4月1日）

② 高齢者クラブ連合会

高齢者クラブ連合会に所属するクラブ数は、平成31年4月1日現在65クラブとなっており、おおむね横ばいの状況です。

平成28年以降は会員数の減少が続いているおり、平成31年には3,528人となっています。

図表17 高齢者クラブ連合会会員数の推移

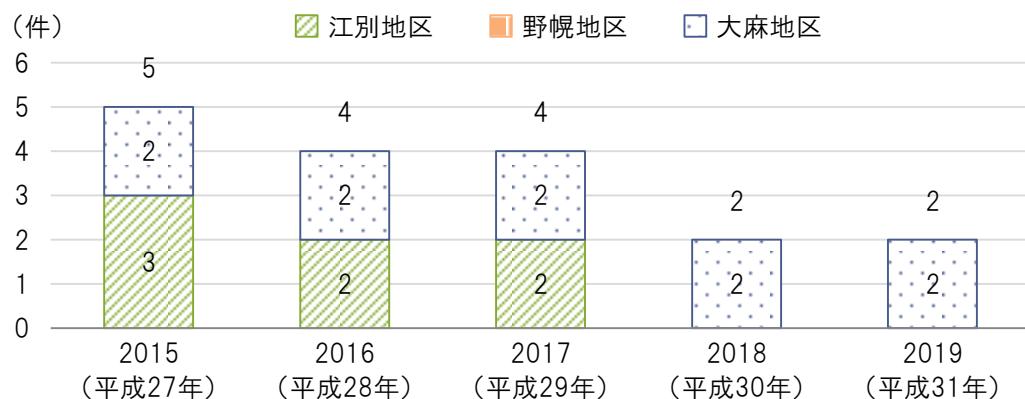


資料：江別市調べ（各年4月1日）

③ 育児サークル

子育て中の母親と子どもを対象とした育児サークルは、平成 27 年以降、サークルの数が減少を続け、平成 30 年からは大麻地区の 2 サークルとなっています。

図表 18 育児サークル数の推移



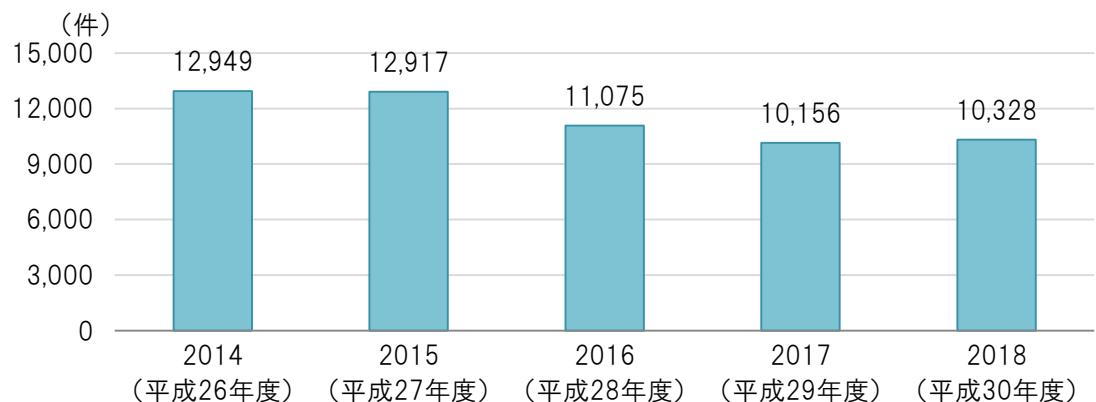
資料：江別市調べ（各年 4 月 1 日）

（4）各種相談窓口

① 地域包括支援センター^{※29}における相談

平成 26 年度までの相談件数は大幅に増加を続けていましたが、平成 27 年度からは減少が続いており、平成 30 年度には若干増加して 10,328 件となっています。

図表 19 地域包括支援センターにおける相談件数の推移

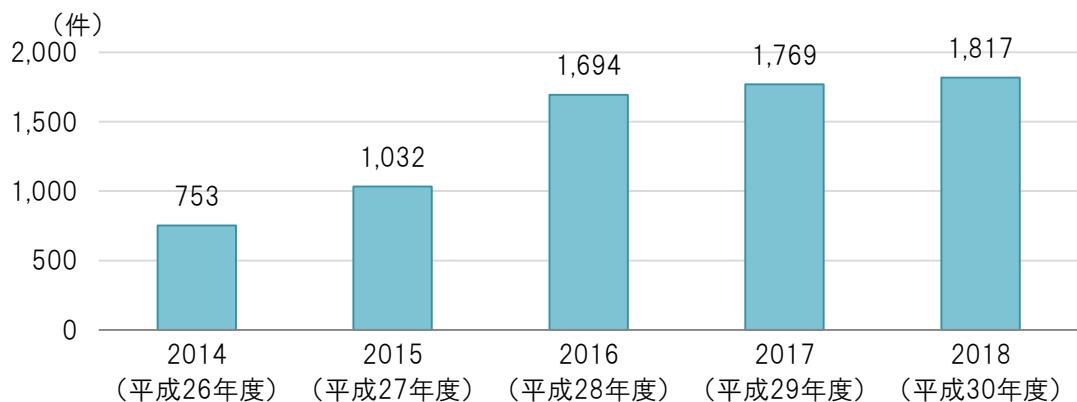


資料：江別市調べ

② 子育てに関する相談

平成 26 年度以降、子育てに関する相談件数は新たな事業の開始もあり、増加を続けており、平成 30 年度には 1,817 件となっています。

図表 20 子育てに関する相談件数の推移



資料：江別市調べ

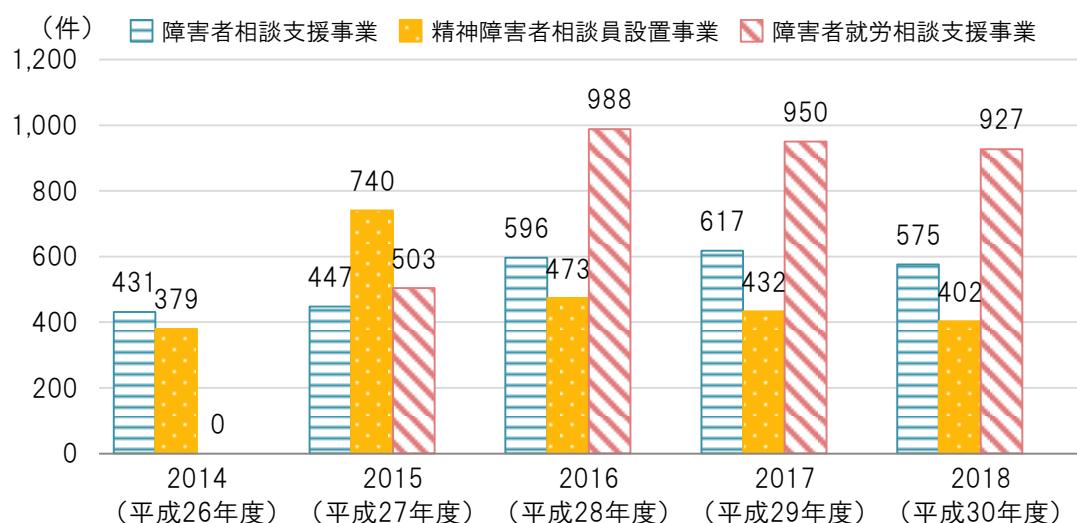
③ 障がいに関する相談

平成 26 年度以降、障害者相談支援事業^{※18}は増加傾向にありましたが、平成 30 年度は若干減少し 575 件となっています。

精神障害者相談員設置事業^{※24}は平成 27 年度以降減少傾向にあり、平成 30 年度は 402 件となっています。

障害者就労相談支援事業^{※17}は、平成 27 年 8 月から事業を開始しており、平成 30 年度は 927 件となりました。

図表 21 障がいに関する相談件数の推移

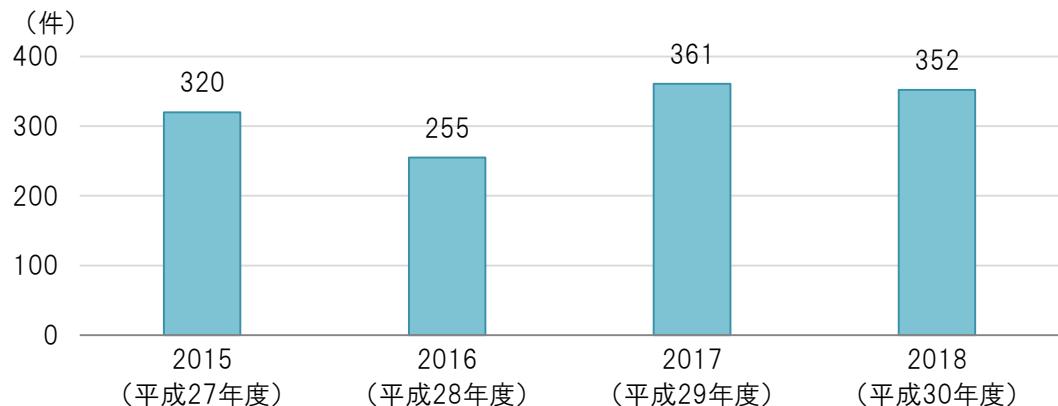


資料：江別市調べ

④ 生活困窮者自立相談支援機関における相談

平成 27 年度に開始された生活困窮者自立相談支援事業^{※21}は、新規相談件数において増減を繰り返しており、平成 30 年度には 352 件となっています。

図表 22 生活困窮者自立相談支援機関における新規相談件数の推移



資料：江別市調べ

3 地域福祉を支える基盤整備の状況

市では、高齢者、障がいのある方、子どもや子育て中の方などが、地域での生活を円滑にするための基盤を整備、確保しています。(主に公共施設や、市で設置している設備などについて掲載しています。)

都市公園の多目的トイレ^{※27} 設置状況

| | | |
|------|--|-----|
| 地区公園 | 湯川公園・大麻中央公園・泉の沼公園 | 3ヶ所 |
| 運動公園 | 飛鳥山公園（青年センターと共有） | 1ヶ所 |
| 緑道 | 四季のみち | 1ヶ所 |
| 街区公園 | かなりあ公園・はんのき公園・若葉公園・ななかまど公園・みづほ公園・おうぎまち公園 | 6ヶ所 |

資料：江別市調べ（令和元年10月1日現在）

多目的トイレ（オストメイト^{※3}対応）設置状況

| | | |
|-------|---|------|
| 洗浄流し | 野幌公民館・都市と農村の交流センターえみくる・江別市立病院・江別市社会福祉協議会・道立食品加工研究センター・道立埋蔵文化財センター・道立野幌総合運動公園 3ヶ所・道立野幌森林公園自然ふれあい交流館・JR江別駅・JR高砂駅・JR野幌駅・江別第一小学校・江別第二小学校・江別太小学校・江別第一中学校 | 17ヶ所 |
| 簡易式 | 道立図書館・JR大麻駅（2ヶ所） | 3ヶ所 |
| 災害時のみ | 江別高等学校（簡易式）・大麻高等学校・野幌高等学校 | 3ヶ所 |

資料：江別市調べ（令和元年10月1日現在）

音響式信号機^{※4}、高齢者等感応式信号機^{※9}の設置状況

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 音響式信号機 | 22ヶ所 | 弱者用信号機 | 19ヶ所 |
|--------|------|--------|------|

資料：江別市調べ（令和元年10月1日現在）

相談機能のある窓口

| | |
|--------|--|
| 主な相談窓口 | 江別市役所 子育て世代サポートえべつ ^{※12} （保健センター ^{※37} ・子育て支援室） 子ども発達支援センター ^{※13} ・地域包括支援センター 子育て支援センター ^{※11} 障がい者支援センター ^{※16} ・えべつ障がい者しごと相談室すてら ^{※2} くらしサポートセンターえべつ ^{※6} ・江別市社会福祉協議会 江別保健所など |
|--------|--|

資料：江別市調べ（令和元年10月1日現在）

JR 駅、駅周辺歩道などの整備事業

| 場所 | 事業名 | 事業内容 |
|------------|-------------------------------|------------------------------|
| 大麻駅 | JR 駅バリアフリー ^{※35} 化事業 | エスカレーター(車椅子対応) 4基 |
| | | 多目的トイレ 2ヶ所 |
| 江別駅 | JR 駅バリアフリー化事業 | エレベーター 2基 (車椅子対応) |
| | | 多目的トイレ 1ヶ所 |
| | | スロープ 2ヶ所・自動ドア 2ヶ所 |
| 野幌駅 | 江別の顔づくり事業 | エレベーター 2基 (車椅子対応) |
| | | エスカレーター 2基 |
| | | 多目的トイレ 1ヶ所 |
| 高砂駅通り歩道橋 | 高砂駅通り歩道橋整備事業 | エレベーター 2基 (車椅子対応) |
| | | 誘導ブロック ^{※40} 設置 |
| 高砂駅（鉄西線） | 高砂駅周辺整備事業 | 誘導ブロック設置 |
| | | 身障者用停車スペース 1台 |
| 兵村 14 丁目通り | 兵村 14 丁目通り歩道整備事業 | 段差解消・誘導ブロック設置 |
| 大麻東駅通り | 大麻東駅通り歩道整備事業 | 段差解消・誘導ブロック設置 |
| 江別駅跨線人道橋 | 江別駅跨線人道橋整備工事 | エレベーター 2基(車椅子・自転車対応) |
| | | 盲導鈴、防犯カメラ・ブザー設置 |
| | | 誘導ブロック設置 |
| 東西グリーンモール | 江別の顔づくり事業 | 自転車歩行者道・誘導ブロック設置 |
| 天徳寺グリーンモール | 江別の顔づくり事業 | 歩道拡幅・誘導ブロック設置 |
| 旭通 | 江別の顔づくり事業 | 誘導ブロック設置・段差解消 |
| 野幌駅北口駅前広場 | 江別の顔づくり事業 | 広場再整備・誘導ブロック設置・ロードヒーティング設置 |
| 鉄西線 | 江別の顔づくり事業 | 歩道拡幅・誘導ブロック設置・段差解消 |
| 自由通路 | 江別の顔づくり事業 | 自転車歩行者道・誘導ブロック設置・ロードヒーティング設置 |
| コミュニティ道路 1 | 江別の顔づくり事業 | 歩道拡幅・誘導ブロック設置・段差解消 |
| 野幌駅南通 | 江別の顔づくり事業 | 道路拡幅・誘導ブロック設置・段差解消 |
| 野幌駅南口駅前広場 | 江別の顔づくり事業 | 広場整備・誘導ブロック設置・ロードヒーティング設置 |
| 1号線道路 | 江別の顔づくり事業 | 歩道拡幅・誘導ブロック設置・段差解消 |
| コミュニティ道路 2 | 江別の顔づくり事業 | 歩道拡幅・誘導ブロック設置・段差解消 |
| 8丁目通 | 江別の顔づくり事業 | 新設・誘導ブロック設置・段差解消 |

資料：江別市調べ（令和元年 10月 1日現在）

住居などの整備状況（道営・市営）

| | | |
|--------------------------|------|-----------------------------------|
| シルバーハウジング ^{※20} | 60戸 | 道営サンゴールドヴィラ |
| 単身向け市営住宅▲ | 234戸 | 中央 33戸、あけぼの 122 戸、新栄 66 戸、弥生 13 戸 |

資料：江別市調べ（令和元年 10月 1日現在）

▲60歳以上、障がいのある方、生活保護受給者などの場合に入居資格があります。

【地域福祉を支える基盤整備の状況図】



*印は災害時のみ対応



江別地区

| 例 | |
|------------------|--------------------|
| 主な相談窓口 | 多目的トイレ※27 |
| 音響式信号機※4 | 多目的トイレ (スローブ対応) |
| 高齢者等 感応式信号機※9 | シルバー/ハウジング※20 |
| 誘導プロック※40 | 単身向け市営住宅 |

| 高齢者等感応式信号機 | |
|------------|--------|
| 番号 | 町名 |
| ① | 緑町西2丁目 |
| ② | 元町11 |
| ③ | 高砂町35 |
| ④ | 高砂町8 |

| 都市公園の多目的トイレ | |
|-------------|----------|
| 泉の沼公園 | 東光町31 |
| 飛鳥山公園 | 緑町西2丁目11 |
| 四季のみち | 若草町13 |
| みづほ公園 | 弥生町22 |

| 単身向け市営住宅 | |
|----------|-------|
| 市営中央団地 | 元町 |
| 市営あけぼの団地 | あけぼの町 |
| 市営弥生団地 | 弥生町 |

| 多目的トイレ(オストメイト対応) | |
|------------------|----------|
| 都市と農村の交流センターえみくる | 美原1445 |
| 江別市立病院 | 若草町6 |
| 江別高等学校 | 上江別444 |
| JR江別駅 | 萩ヶ岡25 |
| JR高砂駅 | 高砂町50 |
| 江別第一小学校 | 緑町西1丁目37 |
| 江別太小学校 | 朝日町25-2 |
| 江別第一中学校 | 上江別西町40 |

*印は休憩のみ対応

野幌地区

| 凡 例 | |
|-------------|-----------------|
| 主な相談窓口 | 多目的トイレ※27 |
| (18) 音響式信号機 | 多目的トイレ (介助式) |
| 高齢者等 | 多目的トイレ (介助式) |
| (18) 感応式信号機 | シルバーハウジング※20 |
| 誘導プロック※40 | ↑ |

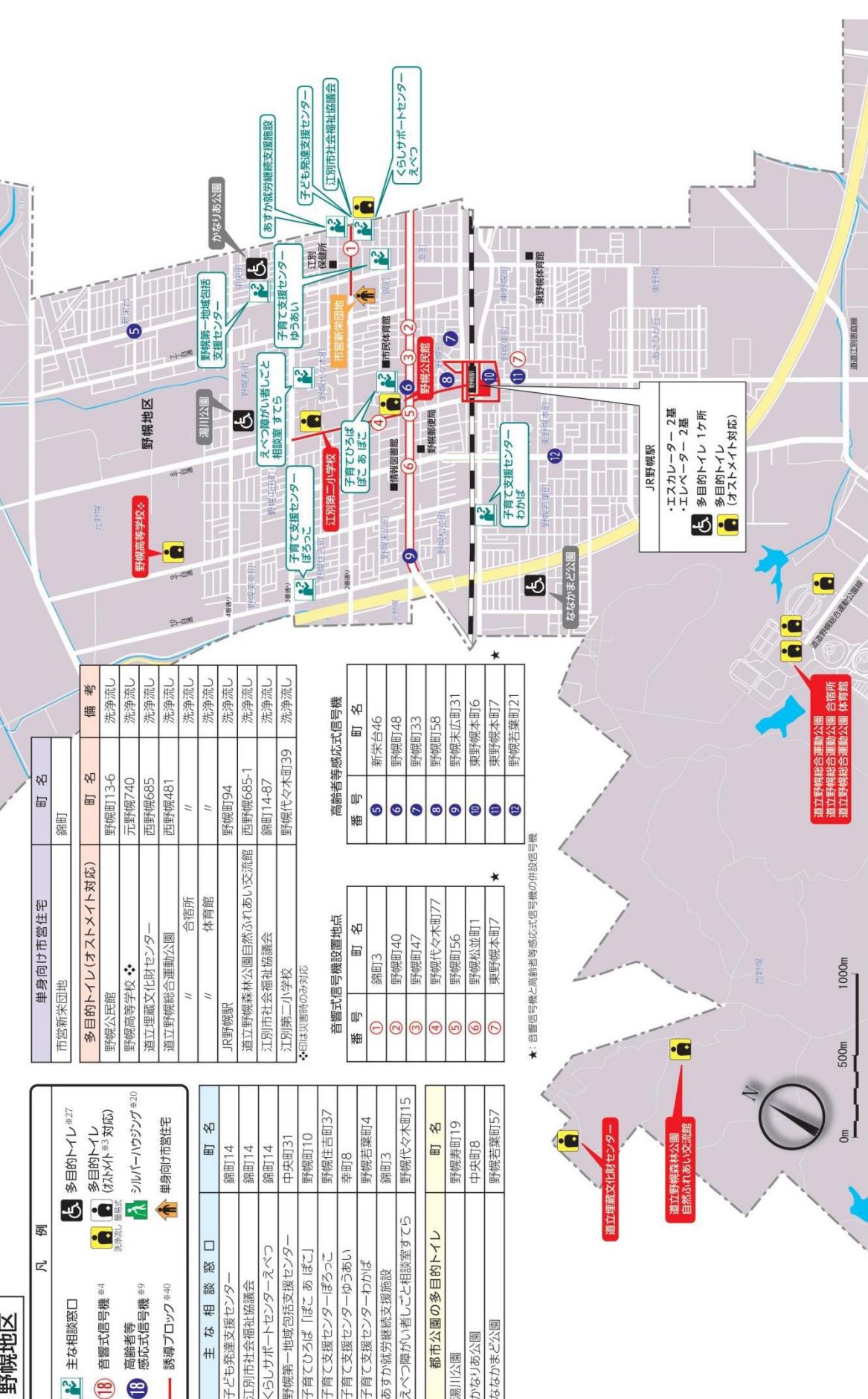
| 主 な 相 談 窓 口 | | 町 名 | 町 号 | 町 名 | 町 号 |
|------------------|---------|----------|-----|------------|------|
| 子ども発達支援センター | 錦町14 | 新米台46 | 5 | 野幌町13-6 | 洗浄流し |
| (江別市社会福祉協議会 | 錦町14 | 野幌町48 | 6 | 元野幌740 | 洗浄流し |
| くらしサポートセンターえべつ | 錦町14 | 西野幌65 | 7 | 西野幌85 | 洗浄流し |
| 野幌第一地域包括支援センター | 中央町31 | 錦町14-87 | 8 | 西野幌81 | 洗浄流し |
| 子育てひろば「ぼっこ」 | 野幌町10 | 野幌代々木町39 | 9 | 合宿所 | 〃 |
| 野幌住吉町37 | 野幌住吉町37 | 〃 | 10 | 体育館 | 〃 |
| 子育て支援センター「ぼっこ」 | 幸町8 | 野幌代々木町77 | 11 | JR野幌駅 | 洗浄流し |
| 子育て支援センター「ゆうあい | 野幌若葉町4 | 野幌代々木町56 | 12 | 野幌駅前公園 | 洗浄流し |
| 子育て支援センター「わかば」 | 錦町3 | 野幌若葉町19 | 13 | 湯川公園 | 洗浄流し |
| あすか就労継続支援施設 | 野幌町40 | 中央町8 | 14 | かないあ公園 | 洗浄流し |
| えべつ障がい者しごと相談室すてら | 野幌町47 | 野幌若葉町57 | 15 | なななわまど公園 | 洗浄流し |
| 都市公園の多目的トイレ | 野幌町77 | 野幌若葉町7 | 16 | 道立野幌森林公園 | 洗浄流し |
| | 野幌町56 | 東野幌本町1 | 17 | 道立野幌総合運動公園 | 洗浄流し |
| | 野幌若葉町1 | 東野幌本町6 | 18 | 道立野幌総合運動公園 | 洗浄流し |
| | 野幌若葉町7 | 東野幌本町7 | 19 | 江別市社会福祉協議会 | 洗浄流し |
| | 野幌若葉町21 | 野幌若葉町21 | 20 | 江別第二小学校 | 洗浄流し |

*: 音響式信号機と高齢者等感応式信号機の併設信号機

音響式信号機設置地点

| 番 号 | 町 名 | 町 号 | 町 名 | 町 号 |
|-----|----------|-----|----------|-----|
| ① | 錦町3 | 5 | 新米台46 | |
| ② | 野幌町40 | 6 | 野幌町48 | |
| ③ | 野幌町47 | 7 | 野幌町33 | |
| ④ | 野幌代々木町77 | 8 | 野幌町58 | |
| ⑤ | 野幌町56 | 9 | 野幌代々木町31 | |
| ⑥ | 野幌若葉町1 | 10 | 東野幌本町6 | |
| ⑦ | 東野幌本町7 | 11 | 東野幌本町7 | |

*: 音響式信号機と高齢者等感応式信号機の併設信号機



大麻地区

| 凡 例 | | |
|-----|--------------------|--|
| | 多目的トイレ※27 | |
| | 多目的トイレ (駐車場・施設) | |
| | シルバーハウ징センター | |
| | 単方向け市営住宅 | |

| 音響式信号機設置地点 | |
|------------|---------|
| 番 号 | 町 名 |
| ⑧ | 大麻中央町19 |
| ⑨ | 大麻697 |
| ⑩ | 大麻晴美町1 |
| ⑪ | 大麻園町34 |
| ⑫ | 大麻高町10 |
| ⑬ | 大麻園町22 |
| ⑭ | 大麻園町2 |
| ⑮ | 大麻園町11 |
| ⑯ | 大麻宮町4 |
| ⑰ | 大麻宮町12 |
| ⑱ | 大麻中町2 |
| ⑲ | 大麻中町26 |
| ⑳ | 大麻宮町1 |
| ㉑ | 大麻宮町7 |
| ㉒ | 文京台東町11 |
| ㉓ | 文京台30 |

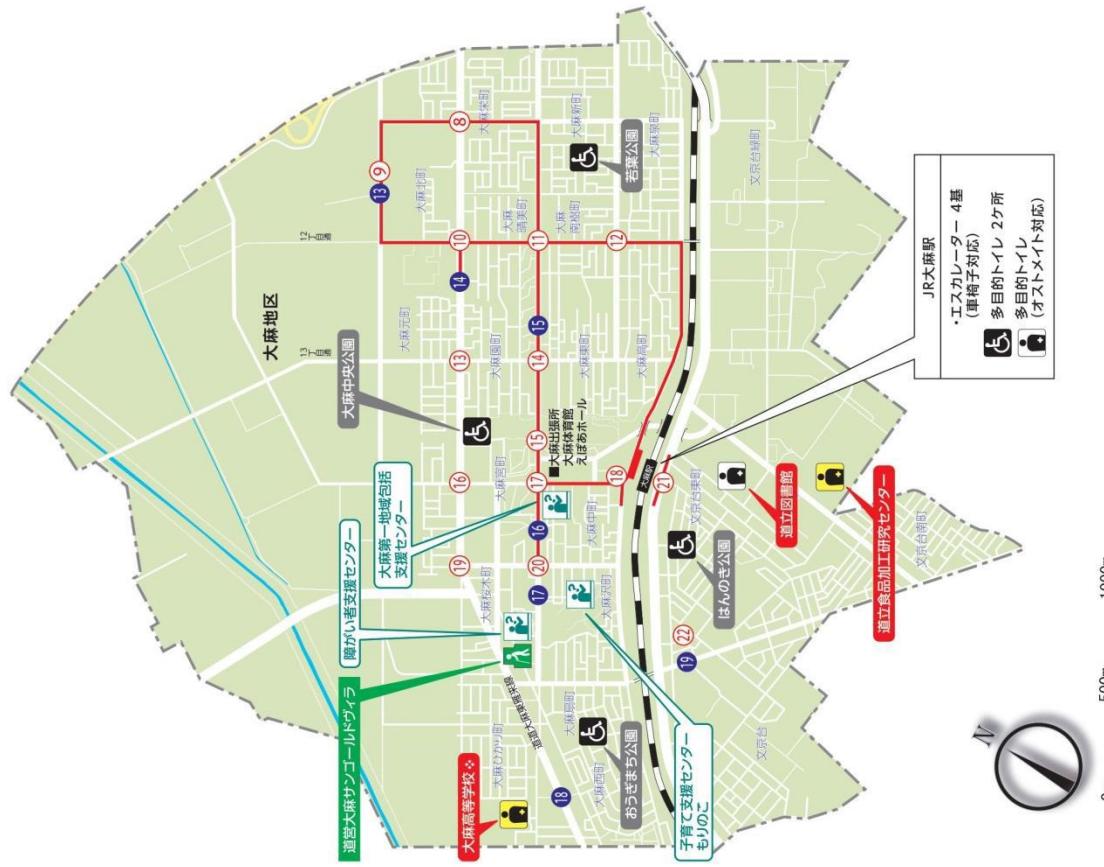
| 高齢者等感応式信号機 | | |
|------------|----------|------|
| 番 号 | 町 名 | 備 考 |
| ㉔ | 大麻ひかり町2 | 洗淨流し |
| ㉕ | 文京台銀町589 | 洗淨流し |
| ㉖ | 文京台東町41 | 簡易式 |
| ㉗ | 大麻中町50 | 簡易式 |

❖印は災害時のみ対応

JR大麻駅
・エスカレーター4基
(車椅子対応)
多目的トイレ2ヶ所
多目的トイレ(オストメイト対応)



0m 500m 1,000m



4 第3期地域福祉計画の評価

第3期計画では、第2期から続いている基本理念「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」のもと、各施策を展開してきました。

平成30年度の評価結果では、「かなり評価できる（評価4）」が32.5%、「普通に評価できる（評価3）」が67.5%であり、全ての事業が計画どおりに進んでいる状況です。

しかし、平成25年度の第3期計画策定時の評価結果と比較すると、「普通に評価できる（評価3）」は15ポイント増加であるものの、「非常に評価できる（評価5）」の該当事業がなく、「かなり評価できる（評価4）」も9ポイント減少と、全体をみると高評価が減少していることがわかります。

そのため、計画どおりの進捗で満足せず、今後は各事業で「非常に評価できる」「かなり評価できる」を目指し、より市民に満足していただけるような事業推進が重要となります。

基本目標1 支えあいの仕組みづくり

多様な生活課題にきめ細かく対応するため、相談支援体制や情報提供の充実を図ってきました。

市民からは福祉、医療、保健の連携による相談体制、支援体制の充実や福祉サービスに関する情報提供が特に求められており、「福祉サービスなどに係る情報提供の充実」ではかなり評価されているものが2割に満たず、今後は包括的な相談支援体制を整えることが重要となります。

基本目標2 地域を支える担い手やネットワークづくり

新たな担い手の掘り起こしや育成を図るため、人材育成事業の推進や自治会・ボランティア団体などへの活動支援、活動団体のネットワークづくりに取り組んできました。

担い手の掘り起こしの推進については、アンケート調査結果から、「これまで地域活動に参加したことがないが、機会があれば参加したい」という市民も少なからずいることから、更なる取組の強化が求められます。

「ボランティア団体などの活動促進」は普通に評価されている一方、かなり評価できるものは3割程度であり、今後もよりきめ細やかな情報提供に取り組むことが必要とされています。

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

「快適に暮らせる環境づくり」は、「かなり評価できる」が3割に満たない状況です。

アンケート調査結果からは、災害時の救援体制の整備は行政主導で取り組むことが求められていることから、高齢者や障がいのある方に対する災害時の避難支援や、災害ボランティア活動の充実などが必要とされています。

また、同じくアンケート調査結果では、交通の利便性の向上も求められていることから、移動支援などの充実が必要とされています。

平成30年度 取組状況

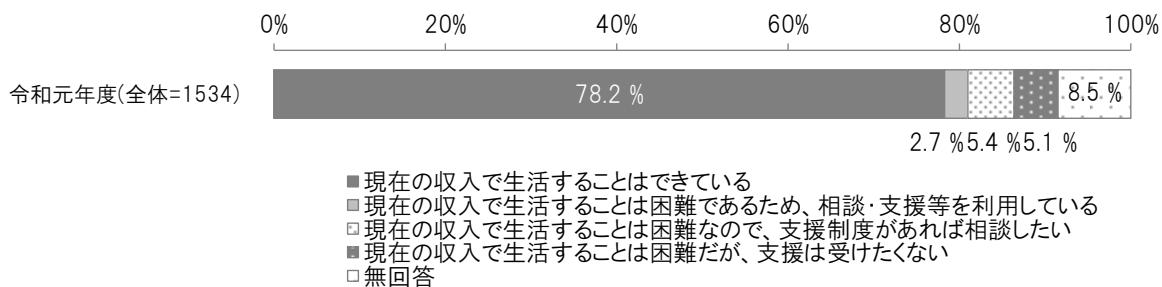
| 基本目標 | 基本施策 | 主要施策 | 事業数 | 評価 | | | | |
|----------------------------------|----------------------------|------|-----|-------------|-------------|-------------|------------|---------------|
| | | | | 5. 非常に評価できる | 4. かなり評価できる | 3. 普通に評価できる | 2. 少し評価できる | 1. ほとんど評価できない |
| 基本目標1 支えあいの仕組みづくり | | | | | | | | |
| 1 関係機関による相談支援体制の充実 | ①相談窓口の充実 | 18 | 0 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| | ②訪問相談体制の充実 | 11 | 0 | 4 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| | ③関係機関の連携促進 | 15 | 0 | 2 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| | ④生活困窮者支援対策の推進 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 45 | 0 | 16 | 29 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 35.6% | 64.4% | 0.0% | 0.0% |
| 2 福祉サービスなどに係る情報提供の充実 | ①サービスなどに係る情報提供の充実 | 15 | 0 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| | ②苦情相談などの周知 | 7 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| | ③権利擁護の体制整備 | 5 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 27 | 0 | 5 | 22 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 18.5% | 81.5% | 0.0% | 0.0% |
| 合計 | | 72 | 0 | 21 | 51 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 29.2% | 70.8% | 0.0% | 0.0% |
| 基本目標2 地域を支える担い手やネットワークづくり | | | | | | | | |
| 3 福祉を担う人材などの確保・育成 | ①担い手の掘り起こしの推進 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | ②担い手の人材育成 | 7 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | ③企業などにおける地域貢献活動への働きかけ | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 14 | 0 | 5 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 35.7% | 64.3% | 0.0% | 0.0% |
| 4 地域における福祉活動の促進 | ①自治会による地域福祉活動の環境づくり | 6 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | ②民生委員・児童委員の活動促進への支援 | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | ③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備 | 6 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 16 | 0 | 6 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 37.5% | 62.5% | 0.0% | 0.0% |
| 5 ボランティア団体などの活動促進 | ①ボランティア団体などの情報発信 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | ②ボランティア団体などの活動基盤強化 | 13 | 0 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| | ③ボランティア団体と自治会などの地域団体との連携促進 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 22 | 0 | 7 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 31.8% | 68.2% | 0.0% | 0.0% |
| 合計 | | 52 | 0 | 18 | 34 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 34.6% | 65.4% | 0.0% | 0.0% |
| 基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり | | | | | | | | |
| 6 支えあい意識醸成と環境づくり | ①地域のサロン・集いの場づくり | 16 | 0 | 7 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| | ②青少年の福祉体験の促進 | 7 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| | ③大学との連携促進 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 26 | 0 | 11 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 42.3% | 57.7% | 0.0% | 0.0% |
| 7 快適に暮らせる生活環境づくり | ①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | 13 | 0 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| | ②地域で安心して暮らせる環境整備 | 6 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 19 | 0 | 5 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 26.3% | 73.7% | 0.0% | 0.0% |
| | 合計 | 45 | 0 | 16 | 29 | 0 | 0 | 0 |
| 総合計 | | 169 | 0 | 55 | 114 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0.0% | 32.5% | 67.5% | 0.0% | 0.0% |

5 市民アンケート調査結果概要

(1) 社会的支援が必要な方の状況

世帯の家計状況から生活が困窮していると想定される回答者は、1割強となっています。

図表 23 世帯の家計状況について(問8)



普段の外出状況が「普段は家にいて、外出することもあるが、家族以外の人と会話することがほとんどない」「自室からは出るが、家からはほとんど出ない」「自室からほとんど出ない」に該当し、かつ現状までの経過年月が6ヶ月以上の回答者の合計は、全体の14.5%となっています。年齢別では「60歳以上」が約8割を占めており、就業状態別では「無職（年金生活）」が全体と比べて高い割合となっています。

図表 24 6ヶ月以上外出頻度が低い人の属性(問11と問12)

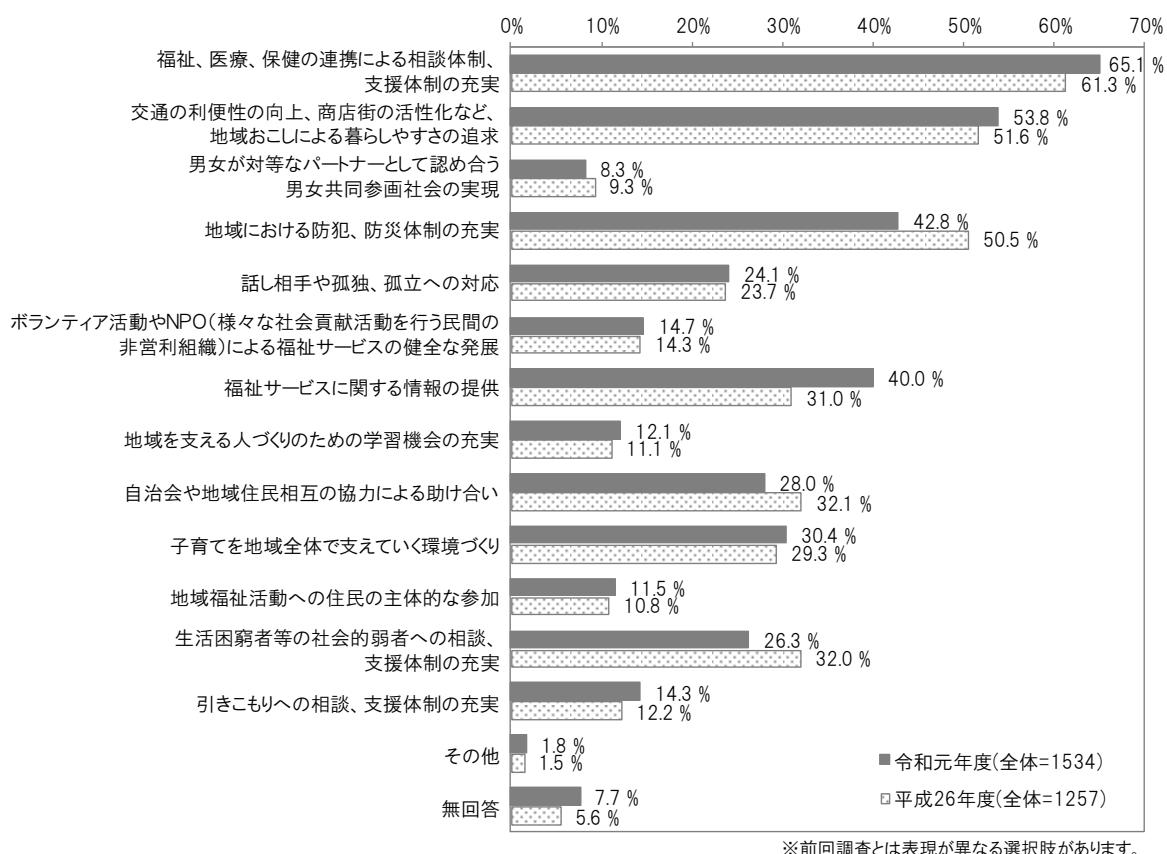
| 回答者数(人):実数 以下割合(%) | 全般 | 6ヶ月以上外出頻度が低い人/年齢 | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|-----------|------|------|------|-----------|
| | | 6ヶ月以上 外出頻度が低い人 /全般 | 29歳 以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳 以上 |
| 回答者数(人) | 1534 | 222 | 4 | 10 | 11 | 20 | 175 |
| 性別 | 男性 | 42.4 | 41.4 | 50.0 | 40.0 | 18.2 | 40.0 |
| | 女性 | 56.6 | 58.6 | 50.0 | 60.0 | 81.8 | 60.0 |
| | 無回答 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 就業状態、職業 | 自営業 | 4.2 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 5.0 |
| | 正社員 | 18.9 | 2.3 | 0.0 | 20.0 | 0.0 | 10.0 |
| | 契約社員 | 4.6 | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 9.1 | 0.0 |
| | パート、アルバイト | 16.4 | 2.7 | 0.0 | 0.0 | 18.2 | 5.0 |
| | 公務員 | 2.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 家事専業(主婦・主夫を含む) | 13.9 | 21.6 | 25.0 | 40.0 | 45.5 | 30.0 |
| | 学生 | 2.8 | 0.5 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | その他 | 1.4 | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.1 |
| | 無職(年金生活) | 30.9 | 58.6 | 0.0 | 0.0 | 9.1 | 5.0 |
| | 無職(求職活動中) | 1.2 | 4.1 | 50.0 | 10.0 | 0.0 | 30.0 |
| | 無職(求職活動していない) | 1.8 | 7.2 | 0.0 | 30.0 | 18.2 | 15.0 |
| | 無回答 | 1.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 家族構成 | 一人暮らし | 22.0 | 24.3 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 10.0 |
| | 夫婦二人の世帯 | 35.1 | 37.4 | 0.0 | 20.0 | 9.1 | 30.0 |
| | 二世代世帯(夫婦と子) | 27.5 | 17.1 | 0.0 | 60.0 | 45.5 | 45.0 |
| | 三世代世帯(親と子と孫) | 4.0 | 5.9 | 25.0 | 10.0 | 0.0 | 0.0 |
| | ひとり親と子どもの世帯(父子、母子) | 7.7 | 11.3 | 0.0 | 10.0 | 45.5 | 15.0 |
| | その他 | 2.0 | 2.3 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 2.3 |
| | 無回答 | 1.6 | 1.8 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 1.7 |

※6ヶ月以上外出頻度が低い人/全般のみ、全般との差を比較しています。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大切なことは、「福祉、医療、保健の連携による相談体制、支援体制の充実」が最も多く、前回調査よりも多くなっています。

前回調査と比較して大きく伸びているものは「福祉サービスに関する情報の提供」で、減少しているものは「地域における防犯、防災体制の充実」となっています。

図表 25 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大切なこと(問34)



※前回調査とは表現が異なる選択肢があります。

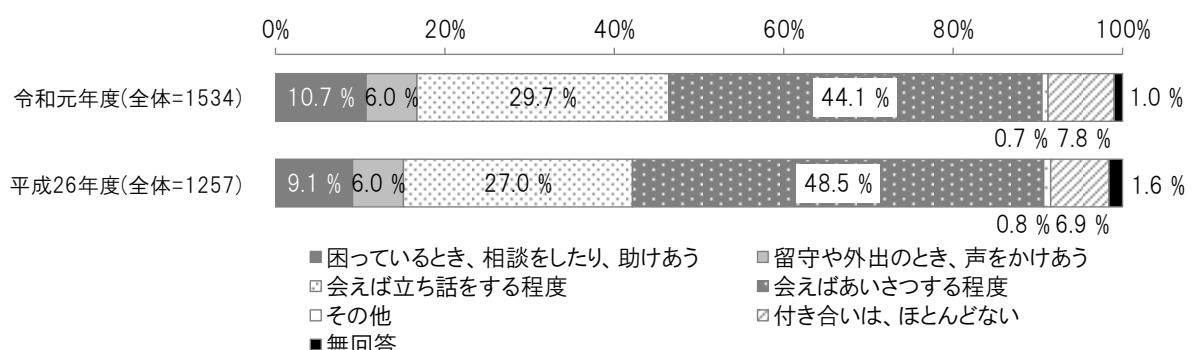
(2) 近所付き合いについて

① 近所とのつながりや満足度

近所とは「会えればあいさつする程度」が最も多いものの、前回調査よりは約4ポイント少なくなっています。次いで、「会えれば立ち話をする程度」が多く、前回調査よりも多くなっています。

家族構成別では、三世代世帯、ひとり親と子どもの世帯で「会えればあいさつする程度」が全体と比較して多くなっています。

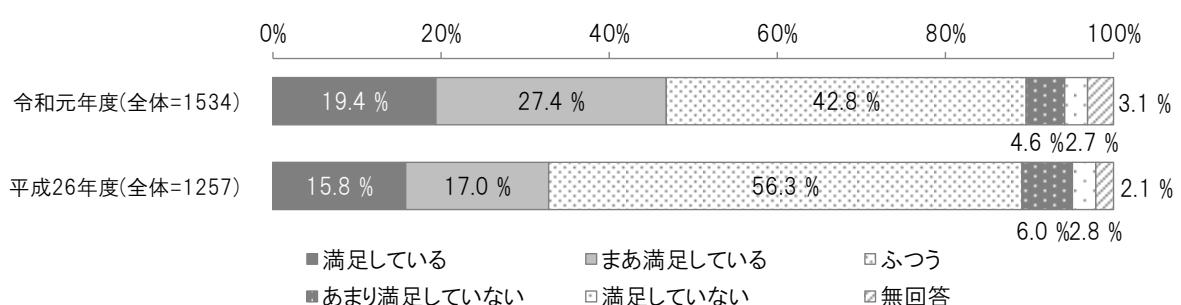
図表 26 近所との付き合い方(問 15)



| 回答者数(人):実数 以下割合(%) | 全体 | 家族構成 | | | | | |
|-----------------------|------|-------|-------------|-----------------|------------------|--------------------------------|------|
| | | 一人暮らし | 夫婦二人 の世帯 | 二世代世帯 (夫婦と子) | 三世代世帯 (親と子と孫) | ひとり親と 子どもの 世帯 (父子、母子) | その他 |
| 回答者数(人) | 1534 | 338 | 539 | 422 | 62 | 118 | 30 |
| 困っているとき、相談をしたり、助けあう | 10.7 | 13.9 | 11.3 | 10.0 | 3.2 | 6.8 | 3.3 |
| 留守や外出のとき、声をかけあう | 6.0 | 7.1 | 7.1 | 4.7 | 3.2 | 1.7 | 6.7 |
| 会えれば立ち話をする程度 | 29.7 | 28.1 | 36.4 | 27.7 | 24.2 | 22.0 | 20.0 |
| 会えればあいさつする程度 | 44.1 | 35.2 | 39.1 | 50.0 | 64.5 | 57.6 | 53.3 |
| その他 | 0.7 | 1.5 | 0.6 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 3.3 |
| 付き合いは、ほとんどない | | 7.8 | 13.0 | 4.5 | 6.9 | 3.2 | 11.9 |
| 無回答 | | 1.0 | 1.2 | 1.1 | 0.5 | 1.6 | 0.0 |

近所付き合いの満足度は、前回調査よりも「満足している」「まあ満足している」を合計した満足している割合が約14ポイント多くなっています。

図表 27 近所付き合いの満足度(問 20)

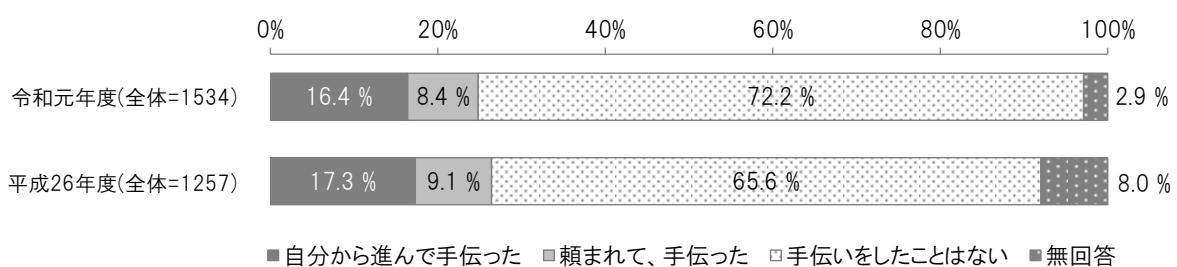


② 近所に住んでいる高齢者などへの手伝い状況

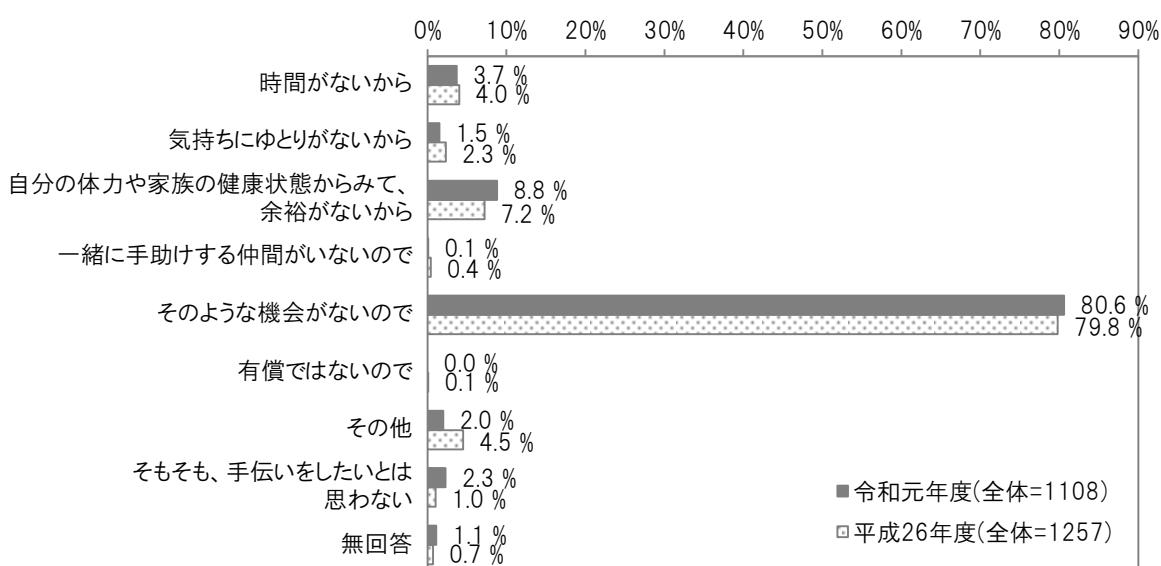
近所に住んでいる高齢者などに対して「手伝いをしたことはない」が大半を占めており、前回調査と比較して約7ポイント多くなっています。

「手伝いをしたことはない」の具体的な理由は、「そのような機会がないので」が前回同様に特に多くなっています。

図表 28 近所に住んでいる高齢者などへの手伝い状況(問17)

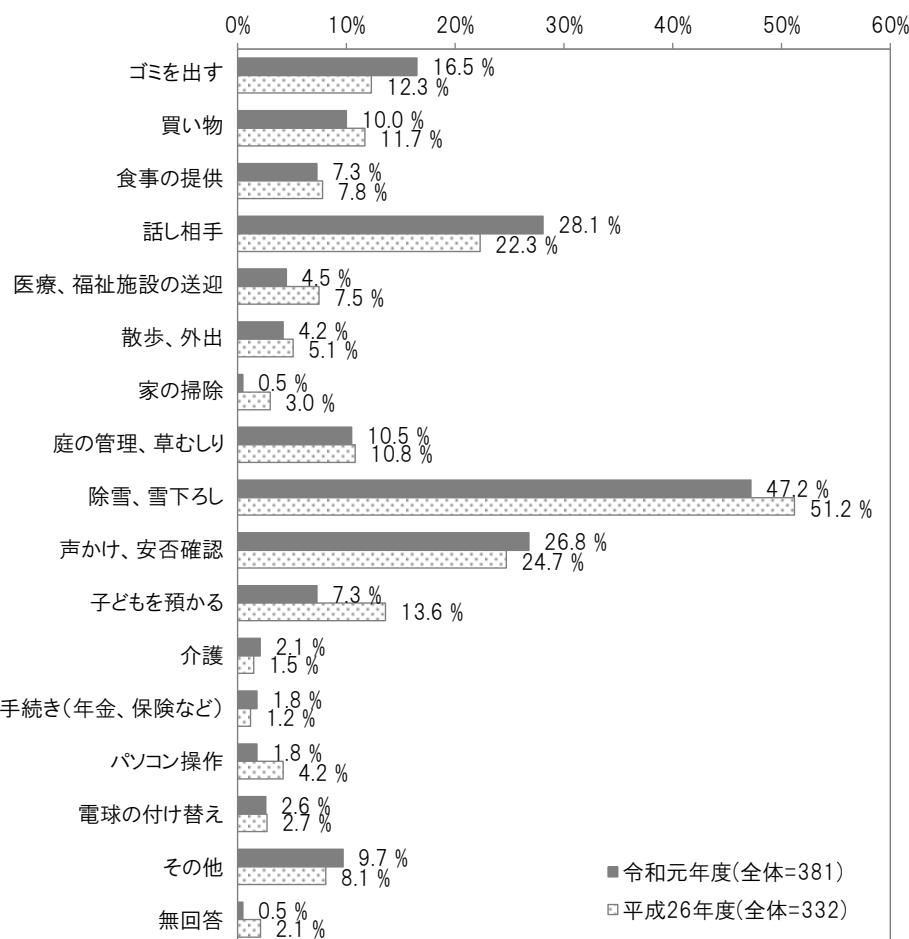


図表 29 手伝いをしない理由(問19)



手伝いをした場合の内容は、「除雪、雪下ろし」が最も多く、特に男性の50・60歳代が全体と比べて高い割合となっています。また、前回調査から大きく増えているものとして「話し相手」や「ゴミを出す」があり、女性の60歳代以上が全体と比べて高い割合となっています。

図表30 手伝いをした場合の内容(問18)

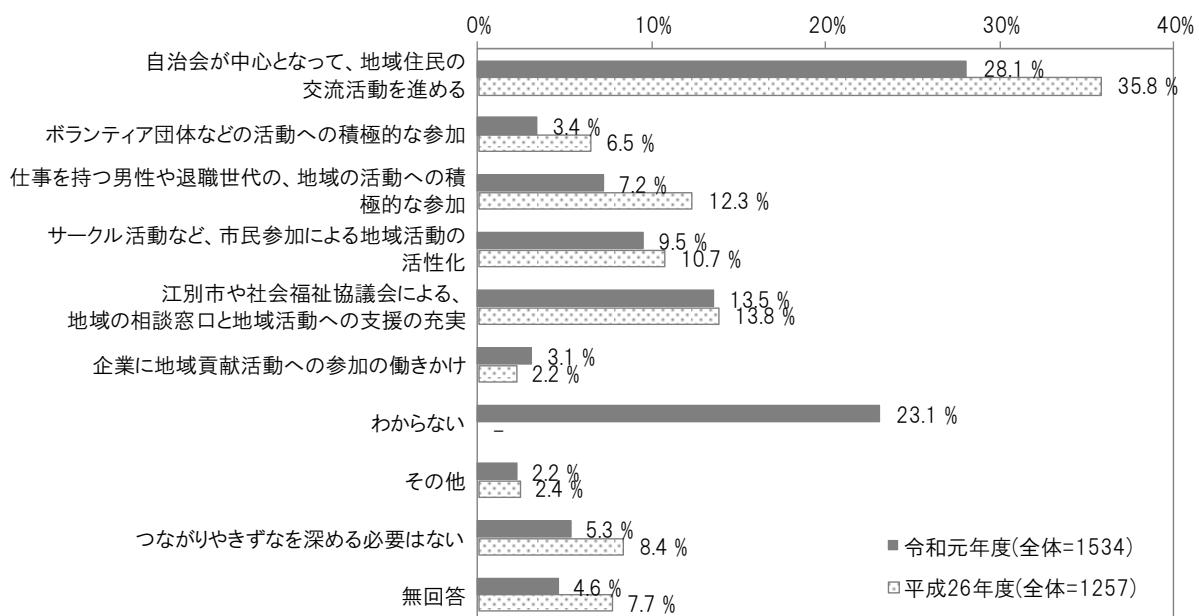


| 回答者数(人):実数 以下割合(%) | 全体 | 性別/年齢 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|------|-----------|------|------|------|------|-----------|-----------|------|------|------|------|-----------|
| | | 男性 | | | | | | 女性 | | | | | |
| | | 29歳 以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳 以上 | 29歳 以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳 以上 |
| 回答者数(人) | 381 | 3 | 8 | 12 | 28 | 42 | 63 | 7 | 10 | 32 | 30 | 61 | 75 |
| ゴミを出す | 16.5 | 0.0 | 0.0 | 25.0 | 0.0 | 9.5 | 19.0 | 0.0 | 10.0 | 9.4 | 13.3 | 24.6 | 26.7 |
| 買い物 | 10.0 | 0.0 | 12.5 | 16.7 | 0.0 | 4.8 | 3.2 | 14.3 | 0.0 | 3.1 | 13.3 | 19.7 | 16.0 |
| 食事の提供 | 7.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7.1 | 0.0 | 6.3 | 0.0 | 10.0 | 12.5 | 3.3 | 6.6 | 16.0 |
| 話し相手 | 28.1 | 0.0 | 37.5 | 41.7 | 17.9 | 11.9 | 25.4 | 71.4 | 10.0 | 15.6 | 20.0 | 37.7 | 38.7 |
| 医療、福祉施設の送迎 | 4.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.6 | 4.8 | 4.8 | 0.0 | 10.0 | 6.3 | 3.3 | 4.9 | 5.3 |
| 散歩、外出 | 4.2 | 0.0 | 12.5 | 16.7 | 3.6 | 2.4 | 6.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.3 | 1.6 | 4.0 |
| 家の掃除 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.4 | 1.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 庭の管理、草むしり | 10.5 | 0.0 | 0.0 | 8.3 | 3.6 | 21.4 | 22.2 | 0.0 | 10.0 | 0.0 | 3.3 | 3.3 | 14.7 |
| 除雪、雪下ろし | 47.2 | 66.7 | 62.5 | 58.3 | 75.0 | 78.6 | 58.7 | 14.3 | 30.0 | 46.9 | 46.7 | 26.2 | 29.3 |
| 声かけ、安否確認 | 26.8 | 0.0 | 25.0 | 16.7 | 17.9 | 16.7 | 33.3 | 14.3 | 10.0 | 25.0 | 20.0 | 34.4 | 32.0 |
| 子どもを預かる | 7.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.6 | 2.4 | 3.2 | 0.0 | 30.0 | 31.3 | 16.7 | 6.6 | 2.7 |
| 介護 | 2.1 | 33.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.6 | 5.3 |
| 各種手続き (年金、保険など) | 1.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.6 | 2.4 | 1.6 | 0.0 | 0.0 | 3.1 | 3.3 | 1.6 | 1.3 |
| パソコン操作 | 1.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.6 | 4.8 | 4.8 | 0.0 | 0.0 | 3.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 電球の付け替え | 2.6 | 0.0 | 0.0 | 8.3 | 3.6 | 0.0 | 11.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.3 |
| その他 | 9.7 | 0.0 | 0.0 | 16.7 | 10.7 | 14.3 | 7.9 | 14.3 | 10.0 | 15.6 | 13.3 | 9.8 | 5.3 |
| 無回答 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.3 |

③ 近所とのつながりを深めるために必要なこと

近所の住民同士のつながりを深めるためには、「自治会が中心となって、地域住民の交流活動を進める」ことが最も必要とされています。

図表 31 住民同士のつながりを深めるために必要なこと(問 29)



※前回調査では「わからない」という選択肢がありません。

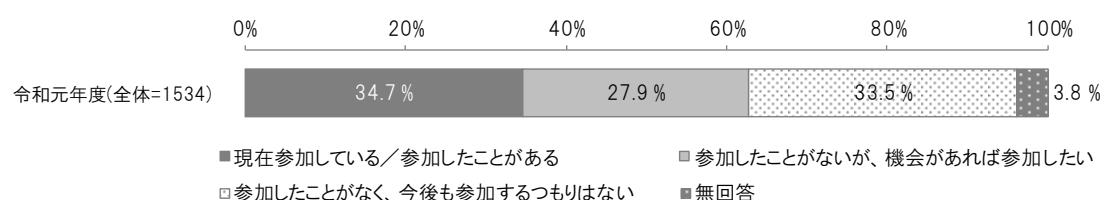
(3) 地域活動やボランティアについて

① 地域活動などの状況

地域活動へ「現在参加している／参加したことがある」が最も多くなっています。「参加したことがないが、機会があれば参加したい」と合計すると6割以上の方に参加意向があることになります。特に50歳代の男性、29歳以下の女性が全体と比べて参加意向の割合が高くなっています。

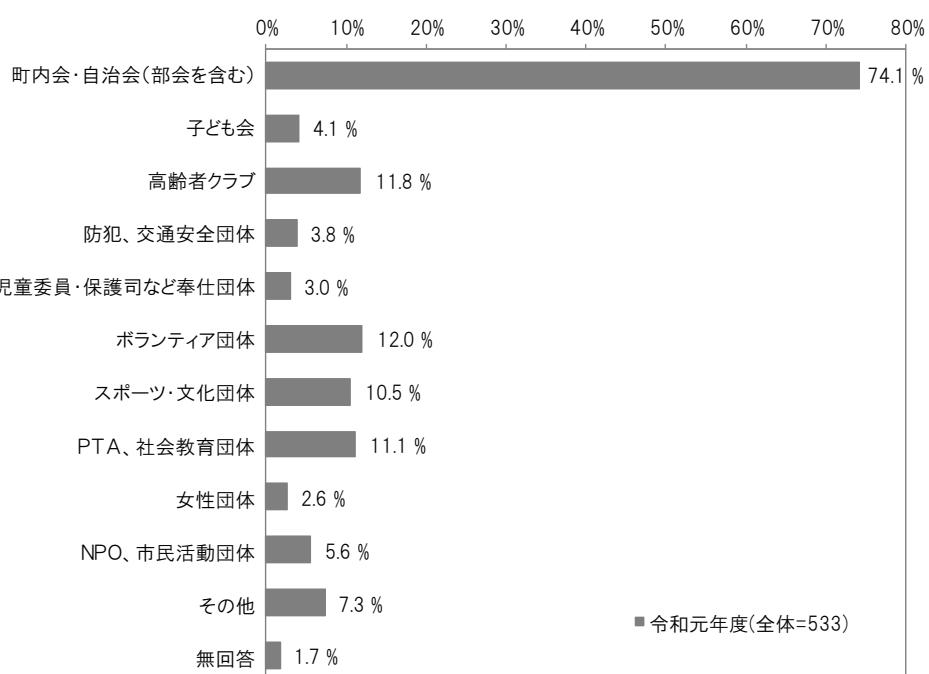
「現在参加している／参加したことがある」場合の活動団体は、「町内会・自治会」が特に多く、60歳代以上の男性が全体と比べて高い割合となっています。

図表 32 地域活動などへの参加状況(問 21)



| 回答者数(人):実数 以下割合(%) | 全体 | 性別/年齢 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|------|-----------|------|------|------|------|-----------|-----------|------|------|------|------|------|
| | | 男性 | | | | | 女性 | | | | | | |
| | | 29歳 以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳 以上 | 29歳 以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | | |
| 回答者数(人) | 1534 | 37 | 50 | 88 | 99 | 147 | 224 | 64 | 77 | 121 | 141 | 186 | 268 |
| 現在参加している／ 参加したことがある | 34.7 | 27.0 | 20.0 | 27.3 | 21.2 | 42.2 | 45.5 | 17.2 | 24.7 | 35.5 | 29.8 | 40.3 | 38.8 |
| 参加したことがないが、 機会があれば参加したい | 27.9 | 29.7 | 34.0 | 30.7 | 41.4 | 29.3 | 20.1 | 45.3 | 35.1 | 31.4 | 33.3 | 27.4 | 16.8 |
| 参加したことがなく、 今後も参加するつもりはない | 33.5 | 40.5 | 42.0 | 42.0 | 35.4 | 27.9 | 30.8 | 37.5 | 32.5 | 31.4 | 34.8 | 30.6 | 34.3 |
| 無回答 | 3.8 | 2.7 | 4.0 | 0.0 | 2.0 | 0.7 | 3.6 | 0.0 | 7.8 | 1.7 | 2.1 | 1.6 | 10.1 |

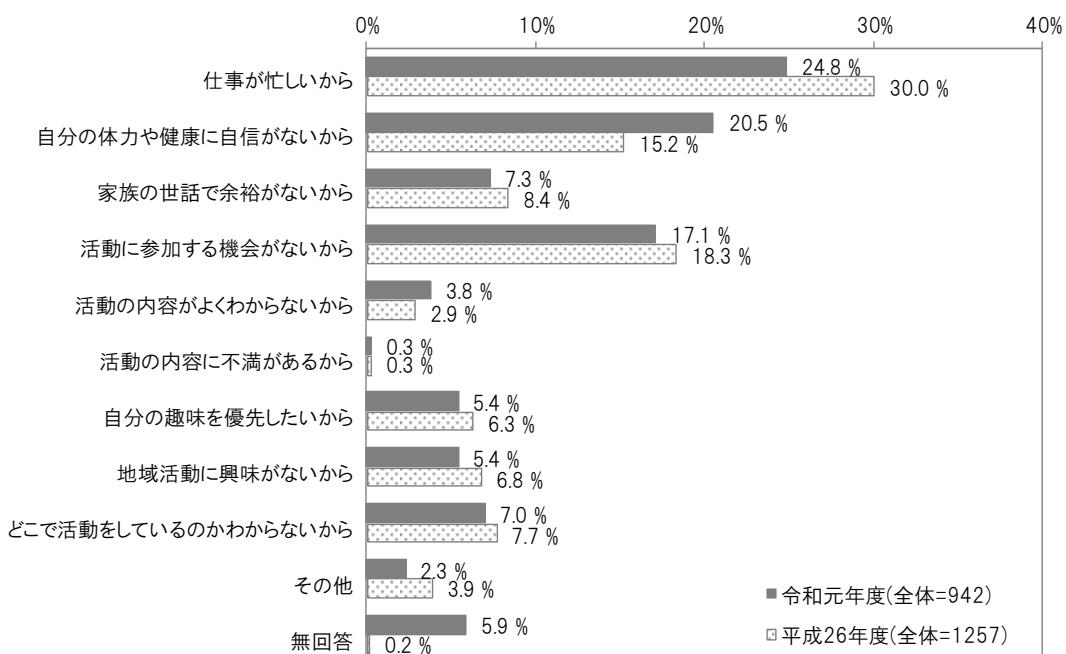
図表 33 参加している／したことがある場合の活動団体(問 22)



地域活動に参加しない理由は、前回同様に「仕事が忙しいから」が最も多くなっていますが前回よりも約5ポイント減少しており、「自分の体力や健康に自信がないから」は前回よりも約5ポイント増えています。

男性70歳以上、女性60歳以上では「自分の体力や健康に自信がないから」が特に多くなっています。

図表34 活動に参加しない理由(問24)



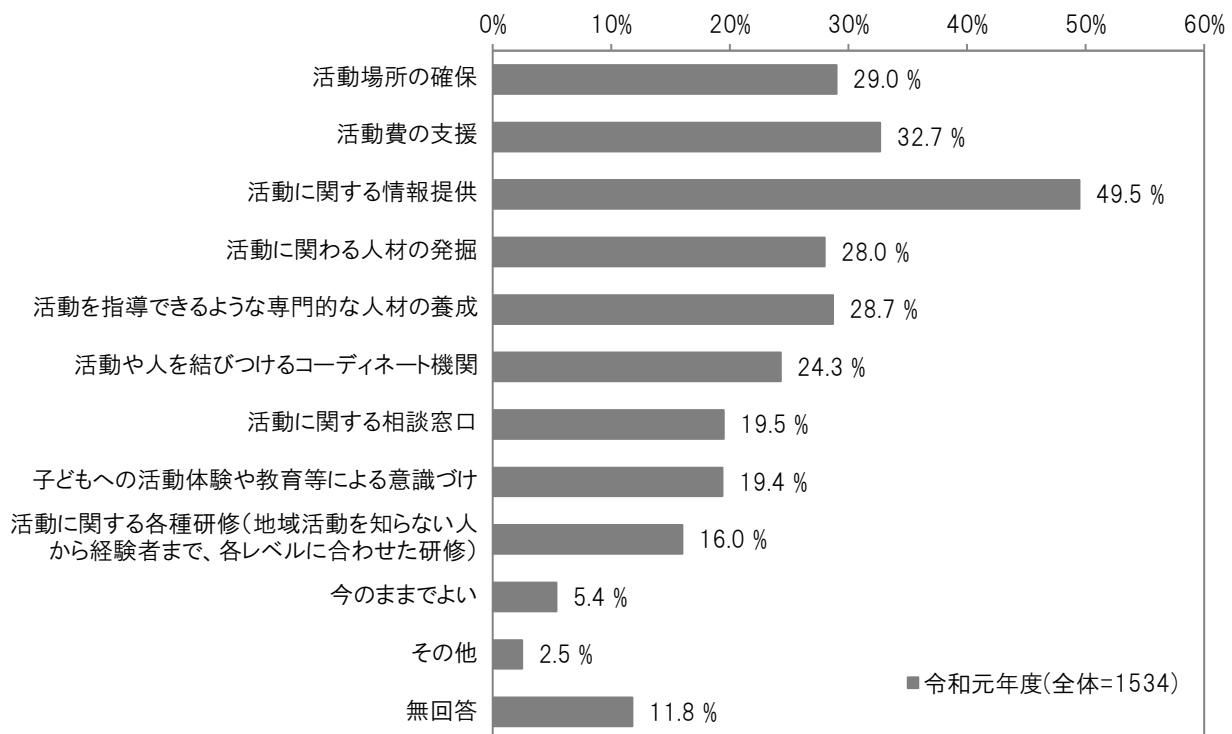
※前回調査の回答条件は団体で「活動していない」人となっています。

| 回答者数(人):実数 以下割合(%) | 全体 | 性別/年齢 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------|-----------|------|------|------|------|-----------|-----------|------|------|------|------|-----------|
| | | 男性 | | | | | | 女性 | | | | | |
| | | 29歳 以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳 以上 | 29歳 以下 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳 以上 |
| 回答者数(人) | 942 | 26 | 38 | 64 | 76 | 84 | 114 | 53 | 52 | 76 | 96 | 108 | 137 |
| 仕事が忙しいから | 24.8 | 26.9 | 50.0 | 43.8 | 47.4 | 26.2 | 5.3 | 26.4 | 28.8 | 35.5 | 33.3 | 14.8 | 6.6 |
| 自分の体力や健康に自信がないから | 20.5 | 7.7 | 2.6 | 6.3 | 7.9 | 14.3 | 39.5 | 3.8 | 5.8 | 9.2 | 11.5 | 31.5 | 45.3 |
| 家族の世話で余裕がないから | 7.3 | 0.0 | 2.6 | 6.3 | 3.9 | 3.6 | 4.4 | 9.4 | 19.2 | 14.5 | 11.5 | 8.3 | 4.4 |
| 活動に参加する機会がないから | 17.1 | 19.2 | 21.1 | 12.5 | 23.7 | 22.6 | 13.2 | 30.2 | 21.2 | 17.1 | 14.6 | 15.7 | 10.2 |
| 活動の内容がよくわからないから | 3.8 | 3.8 | 5.3 | 6.3 | 3.9 | 1.2 | 3.5 | 1.9 | 1.9 | 2.6 | 4.2 | 6.5 | 3.6 |
| 活動の内容に不満があるから | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.8 | 0.0 | 0.0 | 1.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 自分の趣味を優先したいから | 5.4 | 7.7 | 7.9 | 7.8 | 0.0 | 10.7 | 10.5 | 3.8 | 0.0 | 1.3 | 4.2 | 5.6 | 4.4 |
| 地域活動に興味がないから | 5.4 | 7.7 | 10.5 | 1.6 | 6.6 | 6.0 | 5.3 | 1.9 | 7.7 | 6.6 | 5.2 | 4.6 | 4.4 |
| どこで活動をしているのか わからないから | 7.0 | 19.2 | 0.0 | 7.8 | 3.9 | 10.7 | 6.1 | 13.2 | 7.7 | 7.9 | 6.3 | 6.5 | 4.4 |
| その他 | 2.3 | 0.0 | 0.0 | 4.7 | 1.3 | 0.0 | 5.3 | 3.8 | 0.0 | 1.3 | 3.1 | 0.9 | 3.6 |
| 無回答 | 5.9 | 7.7 | 0.0 | 3.1 | 1.3 | 4.8 | 5.3 | 5.7 | 7.7 | 2.6 | 6.3 | 5.6 | 13.1 |

② 地域活動などを活性化するために必要なこと

「地域共生社会」を目指す上で力を入れるべきことは、「活動に関する情報提供」が最も多く、次いで「活動費の支援」「活動場所の確保」「活動を指導できるような専門的な人材の育成」が多くなっています。

図表 35 地域共生社会を目指す上で力を入れるべきこと(問33)



6 地域福祉の推進に係る課題

課題1 包括的な相談支援体制の強化

高齢者、障がいのある方が増加していることや、生活が困窮している方、長期間外出していない方などがアンケート調査結果からもみられます。また、今後は育児と介護を同時に担うダブルケア^{※26}、高齢の親と働いていない独身の子どもの世帯、といった複合的な問題を抱える家庭が増えてくることも考えられます。

これらの社会的支援が必要な方に対して、それぞれが求める情報を適切に提供し、多様な課題を包括的に受け止める相談体制を整備するとともに、適切かつきめ細やかなサービスを提供する体制づくりが重要となります。

課題2 地域のつながりの強化

近所付き合いの満足度は、アンケート調査結果では上がっていますが、高齢者などを手助けしている割合が減少している一方で、手助けをしたことがない割合は増えていることから、地域のつながりが希薄化している状況にあります。地域の住民がともに支えあい、助け合いながら地域活動を進めることが必要であり、自治会などが中心となって活動を進めることができます。

そのため、地域で顔の見える関係をつくり、住民同士が協力し合える地域をつくっていくことが必要です。

課題3 地域福祉の意識醸成、地域活動などの活性化

自治会加入世帯数やボランティアセンターへの登録者数は横ばい傾向にあり、高齢化による地域活動の担い手の固定化や、不足につながります。

アンケート調査結果からは、地域活動への参加者及び参加希望者は回答者の6割以上と、比較的高い割合となっており、若年層の参加希望も比較的高いことから、地域福祉活動の基盤強化のための素地を備えていることがうかがえます。

今後は、地域活動などを活性化させていくためにも、参加希望者が求める情報や参加機会の情報をきめ細やかに提供することや、活動費の支援、活動場所の確保、若年層を中心とした人材の発掘・育成といったことに積極的に取り組んでいくことが必要とされています。

第3章 地域福祉計画

1 基本的な考え方

市では、第3期計画における基本理念を「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」として、支援を必要とする全ての方の気持ちに寄り添った地域づくりを目指し、できる限り地域で安心して生活を営むことができるよう、地域福祉の充実を図ることが重要であるとしてきました。

そこで、支援を必要とする方を地域のつながりによって把握して支えること、日常生活の課題解決に向けた活動に市民一人ひとりが主体的に参加・学び・体験すること、こうした取組を通じて、互いに認め合い、支えあう地域づくりを目指してきました。

本計画においても、「えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞」で基本理念の根幹となっている「協働のまちづくり」に基づいて策定するとともに、第3期計画の基本理念、基本目標、基本施策の考え方を継続していきます。

2 基本理念

お互いさま、みんなで支えあう地域づくり

3 基本目標・基本施策

基本目標1 支えあいの仕組みづくり

少子高齢化は一層進行し、ライフスタイルの多様化などを背景に、虐待や孤立死、8050問題^{※33}、ダブルケア、子どもの貧困といった多様で複合的な生活問題が深刻化しています。これらの複合化した課題を個人や家族、地域だけで解決することは難しく、専門の支援機関などに適切につなげていくことが重要となります。

そのため、子どもや障がいのある方も含めた課題を抱える全ての人々に対して、包括的な相談支援体制の充実を図るなど、支えあいの仕組みづくりを進めていきます。

基本施策1 関係機関による相談支援体制の充実

基本施策2 福祉サービスなどに係る情報提供の充実

基本施策3 支援につなぐ体制づくり

基本目標2 互いに支えあう地域づくり

地域のつながりが希薄化する中で、誰もが互いに尊重し合い、多様性を認め合い、支えあいながら生活していく「地域共生社会」を構築していくことが求められています。

そのため、支援を受ける人も、支援をする人も含めて、地域のあらゆる住民が役割を担うことが必要です。地域住民一人ひとりが自身の生活する地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加し、支える側、支えられる側のいずれの生活もより充実したものとなることを目指し、福祉を担う新たな人材の掘り起こしや育成を進めています。

また、地域住民、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などが連携を図りながら、互いに支えあう地域づくりを進めていきます。

基本施策4 福祉を担う人材などの確保・育成

基本施策5 地域における福祉活動の促進

基本施策6 ボランティア団体などの活動促進

基本施策7 協働による地域福祉体制の推進

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

地域福祉の大切さを共有しながら「支えあい」の意識醸成を図ることで、地域住民が主体的に地域福祉に関われる環境づくりを進めています。

また、住み慣れた地域や居場所において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン^{※41}を取り入れること、災害時の救援体制を地域で整備することなど、安心して快適に暮らせる生活環境づくりを進めています。

基本施策8 支えあい意識醸成と環境づくり

基本施策9 快適に暮らせる生活環境づくり

4 計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 |
|---------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| お互いさま、みんなで支えあう地域づくり | 基本目標1 支えあいの仕組みづくり | 基本施策1 関係機関による相談支援体制の充実 |
| | | 基本施策2 福祉サービスなどに係る情報提供の充実 |
| | | 基本施策3 支援につなぐ体制づくり |
| | 基本目標2 互いに支えあう地域づくり | 基本施策4 福祉を担う人材などの確保・育成 |
| | | 基本施策5 地域における福祉活動の促進 |
| | | 基本施策6 ボランティア団体などの活動促進 |
| | 基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり | 基本施策7 協働による地域福祉体制の推進 |
| | | 基本施策8 支えあい意識醸成と環境づくり |
| | | 基本施策9 快適に暮らせる生活環境づくり |

5 施策の展開

基本目標1 支えあいの仕組みづくり

基本施策1

関係機関による相談支援体制の充実

- ①相談窓口の充実
- ②訪問相談体制の充実
- ③生活困窮者支援対策の推進

基本施策2

福祉サービスなどに係る情報提供の充実

- ①サービスなどに係る情報提供の充実
- ②苦情相談などの周知
- ③権利擁護の体制整備

基本施策3

支援につなぐ体制づくり

- ①関係機関による連携促進及び包括的な相談体制の構築

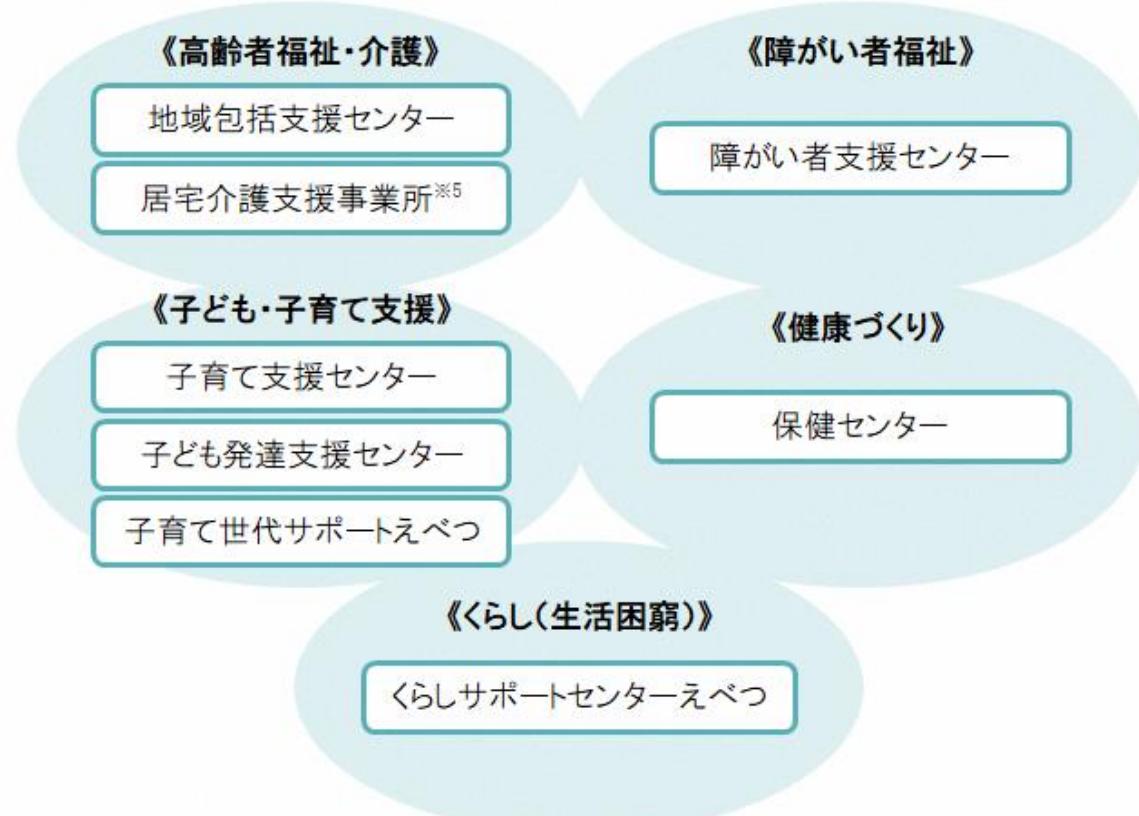
基本施策1 関係機関による相談支援体制の充実

① 相談窓口の充実

市や社会福祉協議会などの相談窓口が、支援を必要とする方に身近でわかりやすいものとなるよう更なる充実を図ります。

各分野別での相談支援体制の中で、複合的な支援が必要な方などに対しては、個々の事情に応じた様々な相談窓口が互いに連携しながら、相談体制の充実を図っていきます。

総合相談窓口



② 訪問相談体制の充実

支援を必要とする方の中には、様々な事情により自ら相談窓口に直接出向けない方もいるため、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、複数の相談実施機関での訪問や安否確認などを実施しています。

支援を必要とする方の生活状況の確認や、本人を取り巻く様々な環境についても確認を行いながら、今後も地域の民生委員・児童委員などと連携し、訪問相談体制の充実を図ります。

③ 生活困窮者支援対策の推進

平成27年度より、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化するため、生活困窮者自立支援法が施行され、社会福祉協議会に「くらしサポートセンターえべつ」を設置しました。

生活困窮者のための自立支援の相談窓口である「くらしサポートセンターえべつ」では、相談者一人ひとりの困りごとに応じて、相談支援を行っています。

他機関・団体と連携して具体的な就労支援、家計改善支援などにきめ細かく取り組むとともに、離職などにより住宅を失う恐れのある方に対して家賃相当の支給(有期)を行う住居確保給付金制度などの活用も図り、生活困窮者への支援対策を推進していきます。

また、今後も生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対応するため、関係機関が連携しながら支援に必要なネットワーク構築を図り、地域全体で生活困窮者を支援する包括的な相談体制を推進します。

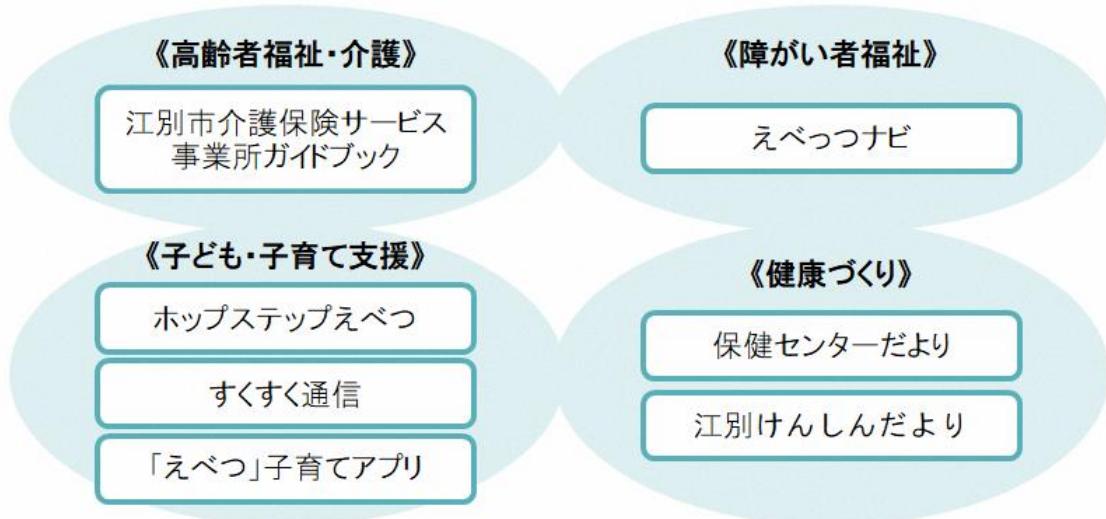
基本施策2 福祉サービスなどに係る情報提供の充実

① サービスなどに係る情報提供の充実

各種福祉サービスの利用を必要としている方が容易に情報を入手できるよう、市の広報やホームページはもちろん、各分野で作成する便りなどの多様な媒体を効果的に用いることで、必要な情報が伝わるように努めます。

また、視覚障がい者には音声による広報、若い世代には電子配信など、各対象者に適した情報発信方法の工夫や充実を図ります。

各種福祉サービスの情報発信手段



② 苦情相談などの周知

各種福祉サービス事業者は、適切な福祉サービスが提供できるよう、様々な苦情に対して迅速に対応する必要があります。

事業者は、苦情内容の把握・検証を行い、サービスの改善に努めるとともに、サービスの質の向上にも努めることが望まれることから、苦情相談や苦情処理、問題解決のための仕組みや窓口を周知し、適切なサービスの提供が図られるよう働きかけていきます。

③ 権利擁護の体制整備

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症^{※30}や障がいなどを抱えた方が自分らしい生活を送るための権利擁護の取組が必要となります。

市では、認知症や知的又は精神障がいなどによって、判断能力に不安がある方に対して、成年後見制度の相談や利用のサポートをするために、平成29年11月より社会福祉協議会に江別市成年後見支援センターを開設し、相談の受付や各種手続きに対する支援、また制度の普及啓発や市民後見人の養成・支援などに取り組んでいます。

地域の見守りによる虐待の早期発見、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりを有料で実施）や成年後見制度（法的な権限を持った支援）まで、引き続き一連の権利擁護の体制整備を進めます。

主な権利擁護体制整備の内容

- ▼ 江別市成年後見支援センター： 市が社会福祉協議会に委託している事業で成年後見制度に関する相談や手続き支援、普及啓発、市民後見人の養成・支援などを実施
- ▼ 日常生活自立支援事業 : 社会福祉協議会が行っている事業で、必要な自立生活支援専門員^{※19}や生活支援員^{※22}を配置し、相談から利用援助契約の締結（生活支援計画の策定）、その内容に基づく具体的なサービスの提供やモニタリング^{※39}などを実施

基本施策3 支援につなぐ体制づくり

① 関係機関による連携促進及び包括的な相談体制の構築

社会福祉法の一部改正により、地域生活の課題を包括的に受け止める体制整備や、関係機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が求められています。

市では、既存の相談支援機関単独では対応の難しい複合的で複雑な課題や、制度の狭間にある課題などに対して、分野横断的な連携をより深めることで、どの機関に相談しても適切な機関へつながる体制を目指し、関係機関が協働して包括的に受け止める相談支援の関係づくりを進めます。

また、ひきこもりなどの支援が届きにくい方に対しても、生活困窮者自立相談支援機関や民生委員・児童委員、また地域の方々や各関係機関とも連携しながら、情報や支援が必要な方に届く仕組みづくりに努めていきます。

基本目標1の各成果を計る主な指標

基本施策1 関係機関による相談支援体制の充実

基本施策2 福祉サービスなどに係る情報提供の充実

基本施策3 支援につなぐ体制づくり

◎指標として市民アンケート調査結果を使用しているものについては、いずれも各施策に対応したものを設定しています。

| 指 標 | 基 準 (2019年) | 目 標 (2024年) |
|--|----------------|----------------|
| 日常生活の問題や不安なことを相談する先がある市民の割合 【基本施策1・基本施策3】 | 91.6% | 93.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。（問27「日常生活の問題や不安なことについての相談相手」の「どこに相談したらいいかわからない／相談できる相手がない」と「誰にも相談したくない」と「無回答」の合計8.4%を全体から引いた値） | | |
| <目標値> 前回の市民アンケート調査結果から基準値が0.9%増加しており、5年後も同程度の増加を見込んで設定。 | | |
| 子育てに関する相談件数 * 【基本施策1】 | 1,817件 | 2,000件 |
| <指標（基準値）> 市の第6次総合計画の基本理念の一つが「子育て応援のまち」であり、相談窓口として重要な位置付けであるため。（子育て環境の充実や事業周知による多くの方の利用増の観点から、平成30年度の子育てに関する相談件数） | | |
| <目標値> 平成29年度から30年度の増加割合から、年間で40件程度、5年間で200件程度の増加を見込んで設定。 | | |
| 福祉全般に係るサービスなどの情報を入手できている市民の割合 【基本施策2】 | 87.7% | 90.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。（問31「福祉全般に係るサービスなどの情報の入手方法」の「情報の入手方法がわからない」と「情報の入手先がない」と「無回答」の合計12.3%を全体から引いた値） | | |
| <目標値> 前回の市民アンケート調査結果から基準値が3.4%増加しており、5年間で同程度の増加を見込んで設定。 | | |

*印は、単年度当たりの数字

| 指標 | 基準 (2019年) | 目標 (2024年) |
|--|---------------|---------------|
| 江別市のホームページにおける福祉関係ページへのアクセス数 * 【基本施策2】 | 416,145 件 | 456,000 件 |
| <指標(基準値)> 市民アンケート調査結果からも情報入手の手段としてインターネットが上位であり、また、福祉サービス全般の情報提供の手段の一つとして、市のホームページによる情報提供は重要な位置付けであるため。(平成30年度のアクセス数) | | |
| <目標値> 平成28年度から29年度と29年度から30年度の平均増加数8,000件、5年間で40,000件程度増加すると見込んで設定。 | | |
| 生活困窮者自立相談支援機関の支援実績の延べ件数 * 【基本施策3】 | 3,197 件 | 4,000 件 |
| <指標(基準値)> 生活困窮者自立支援機関(くらしサポートセンターえべつ)は、生活に関する困りごと全般についての相談機関であり、地域や関係機関と連携し相談業務を実施しており、「支援につなぐ体制づくり」で重要な位置付けであるため。(平成30年度の当該機関における支援活動のほか支援調整会議数や他機関と調整した件数などの支援実績の延べ件数) | | |
| <目標値> 平成29年度から30年度の増加数の3割程度の増加で、年間210件程度の増加を見込み、5年間で1,000件程度の増加を見込んで設定。 | | |

*印は、単年度当たりの数字

基本目標2 互いに支えあう地域づくり

| | |
|---------------------------------|---|
| 基本施策4 福祉を担う人材などの確保・育成 | ①担い手の掘り起こしの推進 ②担い手の人材育成 |
| 基本施策5 地域における福祉活動の促進 | ①自治会による地域福祉活動の環境づくり ②民生委員・児童委員の活動促進への支援 ③災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備 |
| 基本施策6 ボランティア団体などの活動促進 | ①ボランティア団体などの情報発信 ②ボランティア団体などの活動基盤強化 |
| 基本施策7 協働による地域福祉体制の推進 | ①地域における連携体制づくり ②企業・団体における地域貢献活動への働きかけ |

基本施策4 福祉を担う人材などの確保・育成

① 担い手の掘り起こしの推進

地域活動を継続していくためには、活動の担い手やリーダーとなる人材の掘り起こしが重要となります。

各分野における人材掘り起こしの仕組みづくりは進んでいますが、アンケート調査結果からは、地域活動に参加していない理由の一つに、活動に参加する機会がなかつたことが挙げられ、担い手となる可能性のある方への働きかけやきっかけづくりが重要となります。

また、今後「地域共生社会」を目指していく上で、地域活動を活性化するためには人材の発掘が必要との意見もあり、今後も更なる人材の掘り起こしが必要です。

そのため、子どもから高齢者まで、全ての市民に対して、「他人事」ではなく「我が事」として福祉を考えるような継続的な意識啓発や周知を充実させること、また、地域活動に関心を持つ方が参加しやすい仕組みや体制整備が必要であり、担い手掘り起こしのための環境づくりを進めていきます。

② 担い手の人材育成

担い手の掘り起こしに加えて、地域活動へ関心を持つ市民に対して、活動に関する研修を行うことや、活動の機会を提供・調整していくことが必要となります。

社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談や活動情報提供などのコーディネーター的役割を担いながら、研修会の開催などによる人材育成も行っており、今後もボランティアセンターの運営充実を進めています。

また、ボランティア活動の情報提供や活動支援・促進などの取組を行っている「江別市民活動センター・あい」の周知及び活動促進も図ります。

基本施策5 地域における福祉活動の促進

① 自治会による地域福祉活動の環境づくり

自治会では、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるように、地域住民の交流事業や見守り活動などを通し、助け合い・支えあい活動を行っています。また、地域でのつながりやきずなを深めるための地域活動に積極的に取り組んでおり、今後も社会福祉協議会との協働・連携による活動の推進が望まれます。

今後も自治会活動の活性化を図るとともに、活動をする上で必要な情報提供などを行いながら、自主的な活動の支援を行っていきます。

② 民生委員・児童委員の活動促進への支援

民生委員・児童委員は、地域住民の様々な相談相手、見守り活動のほか、各専門機関とのパイプ役などを担っており、支援が必要な方の把握や継続的な支援活動に取り組んでいます。

これらの活動を円滑に進めるため、出前講座などを通じ、活動内容の周知を進めていきます。

また、関係機関との連携は着実に図られてきていますが、地域福祉の課題は多様化、複雑化し多岐にわたることから、更なる連携強化を図ります。

③ 災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備

東日本大震災以降も地震、大雨、台風など、日本各地で災害が発生しており、北海道では胆振東部地震により甚大な被害がもたらされました。

江別市でも市内全域停電、またその影響による断水対応など、これまで経験したことのない対応が求められました。

市では、これらの対応から浮き彫りになった課題に対し、災害検証委員会の報告などに基づきながら今後の取組についての検討を進めています。

災害時には、高齢者や障がいのある方、乳幼児を抱えている方など、自力での避難が困難な方に対する支援についても、適切な対応の検討や体制の整備を進めるとともに、より安全な避難場所の確保や災害対策の強化を図ります。

また、各自治会への避難行動要支援者避難支援制度の普及や、防災訓練・防災意識啓発のためのセミナー、救命講習の開催など、地域での取組に対する支援に努めています。

基本施策6 ボランティア団体などの活動促進

① ボランティア団体などの情報発信

ボランティアセンターに登録されているボランティア団体などの活動内容や活動者募集などは引き続き、社会福祉協議会のホームページに掲載し、情報提供を行っていきます。

また、市民活動団体の活動については、活動見本市の開催や紹介冊子の配布のほか、市民活動団体紹介サイトの活用により情報提供を進めています。

今後も活動を希望される方や支援が必要な方に情報がきちんと届くように情報発信を継続するほか、情報発信を通じて新たな担い手や支援者の掘り起こしにもつなげていきます。

② ボランティア団体などの活動基盤強化

ボランティア団体などが活動する上で、人材や施設の確保、資金調達、専門的技術の取得、情報収集といった、活動に必要な基盤を整えることは不可欠です。

これら全てをボランティア団体だけで整えることは困難な場合も多いことから、人材確保のための相談・活動紹介や、ボランティア団体などを対象とした補助金・助成金交付の情報提供など、活動基盤の強化を図っていきます。

また、ボランティア活動者の応急処置研修や、傾聴^{※7}ボランティアや手話、点訳奉仕員等のボランティア養成など、多様な活動に対応できるよう、専門的技術習得のための養成講座などを開催していきます。

基本施策7 協働による地域福祉体制の推進

① 地域における連携体制づくり

地域において、誰もが安心した生活を送るためには、様々な課題に対応していくことが求められます。

地域の中において、「地域」の実情を把握した自治会や民生委員・児童委員、「各専門分野」に詳しいNPO^{※1}や事業者、そして「行政」が互いに連携することにより、多様化した生活課題の解決につながることが期待されます。

また、地域住民においては、「他人事」ではなく「我が事」として、支える側と支えられる側の区分なく地域福祉に参画できるような仕組みが求められています。

そのため、互いの活動内容などを知る機会を積極的につくり、地域住民を巻き込みながら各団体をつなげることで、包括的な支援体制づくりに努めます。

② 企業・団体における地域貢献活動への働きかけ

現在、市では多くの企業や団体などと協定を締結し、地域課題の対応に向けた連携を行っているほか、様々な人的あるいは物的支援の提供を受けています。

今後もより多くの企業や団体の活動を地域が求める支援などに適切に結びつけることができるよう、情報提供の仕組みづくりなどを進めていきます。

基本目標2の各成果を計る主な指標

- 基本施策4** 福祉を担う人材などの確保・育成
- 基本施策5** 地域における福祉活動の促進
- 基本施策6** ボランティア団体などの活動促進
- 基本施策7** 協働による地域福祉体制の推進

◎指標として市民アンケート調査結果を使用しているものについては、いずれも各施策に対応したものを設定しています。

| 指標 | 基準 (2019年) | 目標 (2024年) |
|--|---------------|---------------|
| 地域活動やボランティア活動などの支援活動に「現在参加している／参加したことがある」市民の割合 【基本施策4】 | 34.7% | 40.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。（問21「支援活動の参加の有無」の「参加したことがないが、機会があれば参加したい」の値） | | |
| <目標値> 「参加したことがないが、機会があれば参加したい」の回答割合が、実際に「参加したことがある」へ移行する割合は、極めて低い傾向にあることから、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」27.9%の4分の1程度の約7%の割合が5年後に、実際に参加する方向へ移行すると想定し、40.0%で設定。 | | |
| 認知症サポーター数（累計） 【基本施策4】 | 8,784人 | 12,797人 |
| <指標（基準値）> 高齢者数が増加傾向にある中、認知症に関する正しい知識と理解を持って地域や職域で活躍する認知症サポーターが、まちづくりを担う地域リーダーとして活躍することも期待されているため。（平成30年度の市内の認知症サポーターの人数） | | |
| <目標値> 市の「認知症施策の推進計画」における増加率20%に基づき5年後を推計して設定。 | | |
| 日頃、近所の人と「困っているとき、相談をしたり、助けあう」市民の割合 【基本施策5】 | 10.7% | 13.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。（問15「近所の人との付き合い方」の「困っているとき、相談をしたり、助けあう」の値） | | |
| <目標値> 前回の市民アンケート調査結果から基準値が1.6%増加しているため、5年間で同程度の増加を見込んで設定。 | | |

*印は、単年度当たりの数字

| 指標 | 基準 (2019年) | 目標 (2024年) |
|--|---------------|---------------|
| 愛のふれあい交流事業の自治会実施事業数 *【基本施策5】 | 347 事業 | 380 事業 |
| <指標（基準値）> 「愛のふれあい交流事業」は、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすために、自治会が主体となって地域の高齢者や障がい者などを助け合う活動であり、「地域における福祉活動」で重要な事業であるため。(平成30年度の地域交流の集い活動の自治会実施事業数) | | |
| <目標値> 平成29年度から30年度で基準値が6件増加しており、5年間で約30件の増加を見込んで設定。 | | |
| 地域活動やボランティア活動に参加しない理由で「活動の内容がよくわからないから」「どこで活動しているのかわからないから」を選択した市民の割合 【基本施策6】 | 10.8% | 9.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。(問24「活動に参加していない理由」の「活動の内容がよくわからないから」と「どこで活動をしているのかわからないから」の合計値) | | |
| <目標値> 「活動の内容がよくわからないから」の回答割合を前回の市民アンケート調査結果の水準に戻し、また、「どこで活動をしているのかわからないから」の回答割合が前回の市民アンケート調査結果から同様に0.7%減少することを見込んで、5年後に合計で9.0%まで下げるよう設定。 | | |
| ボランティア協力延べ活動人数 *【基本施策6】 | 9,163人 | 10,000人 |
| <指標（基準値）> ボランティア団体などの活動において、ボランティアで協力・活動する人が重要であるため。(平成30年度の活動人数) | | |
| <目標値> 平成29年度から30年度で基準値が延べ839人の増加である一方、28年度から29年度では123人しか増加しなかったこともあります、高い伸びは期待できず、839人の約2割の167人程度の増加を想定し、5年間で835人程度の増加を見込んで設定。 | | |
| 市と住民が一体となり、協力して福祉活動が「十分行われている」「まあ行われている」と感じる市民の割合 【基本施策7】 | 19.6% | 24.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。(問32「まちぐるみの福祉活動に関する評価」の「十分行われている」と「まあ行われている」)の合計) | | |
| <目標値> 「十分行われている」の回答割合が、前回の市民アンケート調査結果と比べると0.7%減少し、また、「まあ行われている」の回答割合が4.5%減少しているため、これらの減少傾向に歯止めをかけ5年前の水準に戻すことを目標として約5%増加させるよう設定。 | | |

*印は、単年度当たりの数字

基本目標3 地域福祉を推進する環境づくり

基本施策8

支えあい意識醸成と環境づくり

- ①地域のサロン・集いの場づくり
- ②青少年の福祉体験の促進
- ③大学との連携促進

基本施策9

快適に暮らせる生活環境づくり

- ①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ②地域で安心して暮らせる環境整備

基本施策8 支えあい意識醸成と環境づくり

① 地域のサロン・集いの場づくり

子育てひろばや通いの場など子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく身近な地域で気軽に集まり、交流できる居場所を充実させることで、地域でのコミュニケーションが円滑になり、支えあいなどの関係づくりにつながります。

また、地域の交流、居場所づくりは、地域の担い手の掘り起こしや、孤立を防ぐことにもつながります。

そのため、子育て世帯や障がい者、高齢者などの様々な対象者に対して、スポーツや健康づくり、交流、集いの場などの色々な目的で各種開催することにより、多様な交流機会を創出し、支えあい意識の醸成を図ります。

② 青少年の福祉体験の促進

近年、地域福祉活動の担い手の高齢化が進んでいることもあり、次世代を担う青少年の地域福祉活動に対する意識醸成を図ることは重要となります。

小中高生を対象に、学校における総合的な学習の時間を活用した意識啓発や、社会福祉協議会で実施している福祉施設利用者との交流や体験を行うハーフデイボランティアスクール^{※32}やワークキャンプ^{※42}などを活用し、地域福祉に触れる機会の充実を図ります。

③ 大学との連携促進

市内には四つの大学（札幌学院大学、北翔大学、北海道情報大学、酪農学園大学）があり、市では各大学並びに江別商工会議所と包括連携協定を締結し、様々な地域課題解決の取組が行われる環境整備や、地域活性化に資する全市的なプロジェクトの推進を目指しています。

市からは地域福祉やまちづくりに関する研究の場の提供や助成などを実施しながら、地域活動の担い手としての学生や教員などの参加を今後も働きかけていきます。

また、大学の知的資源を活かして地域で行う大学版出前講座などを通じ、大学と地域の連携も進めています。

基本施策9 快適に暮らせる生活環境づくり

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

全ての市民が安心して快適に生活するために、道路や公共施設などのバリアフリー、障がいのある方への一部交通費補助や移動支援などの移動手段の面からのバリアフリー、点字や音声による広報作成や手話通訳者の派遣などの情報提供に係るバリアフリーに対する継続的な支援が必要であり、充実を図ります。

高齢者や障がいのある方も、より多くの人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりを推進します。

② 地域で安心して暮らせる環境整備

アンケート調査結果によると、近所に住んでいる高齢者などへの手伝い状況において、手伝いした内容の中で多かったのが、「除雪、雪下ろし」でした。このことから、高齢者や障がい者にとって、冬期間の除雪などは、切実な問題となっています。

自力で除雪が困難な高齢者や障がい者世帯の方が冬期間安心して暮らせるよう、市の除排雪体制の整備の充実を図ります。

公道除雪後の置き雪を処理する福祉除雪サービスの実施、また、社会福祉協議会が実施している玄関から道路までの通路を確保する除雪派遣サービスのほか、市民向けの除排雪や屋根の雪下ろし処理を行う事業者情報など、雪処理に関する情報提供も引き続き実施します。

基本目標3の成果を計る主な指標

基本施策8 支えあい意識醸成と環境づくり

基本施策9 快適に暮らせる生活環境づくり

◎指標として市民アンケート調査結果を使用しているものについては、いずれも各施策に対応したものを設定しています。

| 指 標 | 基 準 (2019年) | 目 標 (2024年) |
|--|----------------|----------------|
| 29歳以下の回答者の中で地域活動やボランティア活動などの支援活動に「現在参加している／参加したことがある」市民の割合 【基本施策8】 | 20.8% | 25.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。（問21「支援活動の参加の有無」の29歳以下の女性回答者で地域活動などへの参加意欲が高く、さらに、若い世代にもっと地域活動へ参加してもらいたいと考え、29歳以下の男女の回答者を100%とした場合に、「現在参加している／参加したことがある」割合を再計算した結果の値） | | |
| <目標値> 「29歳以下」の回答者の中で、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」と回答した人が39.6%でしたが、この回答者の割合が全て「現在参加している／参加したことがある」に移行するとは考えにくく、「現在参加している／参加したことがある」割合を、「29歳以下」の回答者全体の4分の1程度まで増加させるよう設定。 | | |
| 江別市内「通いの場」情報誌への掲載団体数 * 【基本施策8】 | 191団体 | 200団体以上 |
| <指標（基準値）> 高齢者をはじめとした様々な対象者に対して、スポーツや健康づくり、集いの場などの様々な内容で開催している「通いの場」の創出が、「支えあい意識の醸成と環境づくり」において重要な内容であるため。（平成30年度末時点の「通いの場」情報誌への掲載団体数） | | |
| <目標値> 「通いの場」として掲載している多種多様なサークルが今後も継続して存在するかどうか不明であり、また、「通いの場」の数を単に増やすことが目的ではなく、多くの市民に「通いの場」を知ってもらい、参加してもらうことが重要であるため、5年後は当該情報誌に200団体以上掲載するよう設定。 | | |

*印は、単年度当たりの数字

| 指標 | 基準 (2019年) | 目標 (2024年) |
|--|---------------|---------------|
| 日常生活での不安や悩みがない市民の割合 【基本施策9】 | 17.4% | 22.0% |
| <指標（基準値）> 市民アンケート調査結果。（問 26「日常生活における問題や不安なこと」の「とくに問題や不安はない」の値） | | |
| <目標値> 「とくに問題や不安はない」の回答割合が、前回の市民アンケート調査結果から 5.4% 減少しているため、この減少傾向に歯止めをかけ 5 年前の水準に戻すことを想定して設定。 | | |
| 障がい児者移動支援事業ガイドヘルパー利用件数 * 【基本施策9】 | 818 件 | 900 件 |
| <指標（基準値）> 障がい児者に対する移動支援事業は、障がいの認定を受けて、屋外での移動に著しく制限を受けた人が、外出の際にガイドヘルパーを利用することで、円滑な社会参加ができるようにすることを目的とした事業であり、「快適に暮らせる生活環境づくり」において重要な事業であるため。（平成 30 年度の利用件数） | | |
| <目標値> 平成 29 年度から 30 年度で基準値が 49 件増加しており、事業利用者の固定化を考慮し、年間でその 3 割の 14 件程度の増加を想定し設定。 | | |

*印は、単年度当たりの数字

第4章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚し、自身が暮らす地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域福祉に対する意識を高めていくことが大切です。

また、自治会へ加入するなど、地域福祉活動の担い手として、積極的な活動への参加が求められています。

自治会や民生委員・児童委員は、「地域」を単位としながら、市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供などを基本とし、地域福祉活動の担い手としての活動が更に期待されています。

ボランティアやNPOは、「課題分野」を切り口としながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスを提供する事業者には、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業サービス内容の情報提供及び公開、関係機関などとの連携強化を図ることが求められています。

関係機関や関係団体などとは相互に連携を図るとともに、市や社会福祉協議会とも連携し地域福祉活動を推進することや、地域の一員として地域貢献活動による福祉のまちづくりへの参加に努めることも期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、本計画と連携し策定する「第4期地域福祉実践計画」に基づき、事業やサービスを行います。

地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域へ出向き、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、更には、市民や関係機関・団体と行政間の調整役を担うことが求められています。

（4）行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを的確に把握し、福祉施策を効率的に推進していきます。

また、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、地域の担い手の連携・協働の場づくり、地域の担い手や支援者の掘り起こしなどに努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

庁内の関係部署との分野を超えた連携をより一層強化し、市民への多様なサービスを提供する体制を構築して、各施策を推進していきます。

2 計画の検証

（1）計画の進行管理

計画の検証については、市が毎年度実施する地域福祉分野における市の事務事業評価によって各事業の進捗状況を把握します。また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握するなど、市民意識や活動実態の把握に努めていきます。

さらに、施策や事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。

（2）計画の評価

計画を着実に推進していくためには、各施策の進捗状況を把握する必要があります。計画の更なる推進に向けて、庁内の事務事業評価を毎年度実施していきます。また、内部評価だけではなく、計画見直し時（次期計画策定時）に、市民向けアンケート調査で各施策の市民評価を行います。

毎年度実施する事務事業評価と市民評価を比較することで、市と市民との視点の違いなどが明らかになり、更なる計画の推進につなげていきます。

資 料 編

資料1　用語解説

資料1 用語解説

あ 行

※1 NPO(エヌピーオー)

N P Oは NonProfit Organization の略語であり、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

※2 えべつ障がい者しごと相談室すてら(えべつしようがいしゃしごとそだんしつすてら)

障がいのある方やその家族並びに企業から就労全般に係る相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた就労支援を行う相談窓口です。

※3 オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障がい（内部障がいの一つ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」といいます。

※4 音響式信号機(おんきょうしきしんごうき)

信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のことです。

か 行

※5 居宅介護支援事業所(きよたくかいごしえんじぎょうしょ)

要介護認定などの各種申請や、介護サービスを利用する際に窓口となる事業所であり、居宅において、安心・安全に生活ができるよう、介護を必要とする方に合った介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切なサービスが受けられるように介護サービス事業者との連絡調整などを行います。

※6 くらしサポートセンターえべつ

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う相談窓口です。

※7 傾聴(けいちょう)

聴き手が相手の話を聞くときに、相手の立場になって様々な思いや願い、不安などを共感して聴き、相手の話の内容を受容し、否定することなく、なぜそのようなことを考えるようになったのか関心を持って聴くことです。また、聴く側も自分の気持ちを大切にし、もし相手の話の内容にわからないところがあれば、そのままにせず聴きなおして内容を確かめ、相手に対しても自分に対しても真摯な態度で聴くことです。

※8 高齢化率(こうれいかりつ)

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことをいいます。

※9 高齢者等感応式信号機(こうれいしやとうかんのうしきしんごうき)

専用押しボタンを押すことにより、歩行者信号機の青色の時間を、通常より延長できる信号機です。

※10 国勢調査(こくせいちょうさ)

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする国のも重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われています。国勢調査の結果は、選挙区の画定、議員定数の基準、地方交付税交付金の算定の根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供しています。

※11 子育て支援センター(こそだてしえんセンター)

保育士などの専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安などに対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携などにより、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設です。

※12 子育て世代サポートえべつ(こそだてせだいサポートえべつ)

安心して子育てできる環境を目指し、妊娠・出産・子育てをより一層切れ目なく支援するために保健センターと子育て支援室に設置されている窓口です。

※13 子ども発達支援センター(こどもはったつしえんセンター)

運動やことば、コミュニケーションなどの発達が気になる子どもや家族の相談を受け、必要な支援を行うための施設です。

さ 行

※14 自治会(じちかい)

一定の地域に住む住民が、親睦と交流を通じて住民同士のつながりやきずなを深め、地域における様々な問題を協力して解決し、住み良い豊かなまちづくりをするため、自ら活動している住民の自治組織です。

※15 社会福祉協議会(しゃかいふくしきょうぎかい)

社会福祉法に基づき設置された地域福祉の推進を目的とした民間の組織で、市民やボランティア、社会福祉関係者などの参加と協力を得て、地域の人々が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、各種の福祉サービスやボランティア活動推進など、様々な福祉活動を行っています。

※16 障がい者支援センター(しょうがいしゃしえんセンター)

障がいのある方やその家族が日常生活を営む上での悩みを相談することで、不安を解消し、自立した社会生活を営むため、専任相談員による相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる相談窓口です。

※17 障害者就労相談支援事業(しょうがいしゃしゅうろうそうだんしえんじぎょう)

就労や障がい福祉サービスの利用などを含む就労全般に係る相談を受ける相談支援員、及び相談者・家族・事業者などへの就労継続のアドバイスや職業巡回を行う定着支援員を配置し、障がいのある方やその家族並びに企業から就労全般に係る相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた就労支援を行う事業です。

※18 障害者相談支援事業(しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう)

専任相談員が、障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、日常生活を営む上での困りごとや不安を解消し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる事業です。

※19 自立生活支援専門員(じりつせいかつしえんせんもんいん)

地域の社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安がある方を対象に、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用手続や日常生活費管理を支援する事業）において、利用希望者・家族、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センターなどからの相談を受け付けて生活支援計画を策定したり、契約を締結するなどの業務を行うほか、実際に具体的な支援を行う「生活支援員」に助言・指導を行う人です。

※20 シルバーハウ징

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者などの生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅など、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅です。

※21 生活困窮者自立相談支援事業(せいかつこんきゅうしゃじりつしえんじぎょう)

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者の自立に向けた支援を行う事業です。

※22 生活支援員(せいかつしんいん)

日常生活自立支援事業の契約締結後、生活支援計画に基づき定期的な支援を行う人です。生活支援員は、毎回の支援が終わった後、支援内容や利用者の様子、利用者から受けた相談などについて記録し、自立生活支援専門員などの職員に報告します。

※23 生活保護受給者(せいかつほごじゅきゅうしゃ)

生活保護制度（資産や能力、他法他施策などを活用してもなお生活に困窮する場合に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度）の対象となり保護費を受給する人のことをいいます。

※24 精神障害者相談員設置事業(せいしんしょうがいしゃそうだんいんせっちじぎょう)

専任相談員が、精神障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた支援、家族などの不安解消・負担軽減に向けた助言、日常的な困りごと、就労・教育、安全対策など様々なことに関する助言、障がい特性などに配慮した情報提供などを行う事業です。

※25 成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

認知症の方、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理（預貯金の管理、遺産分割など財産に関する事）や身上保護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所などの生活に関する事）について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思ができる限り尊重しながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任され対応します。

た 行

※26 ダブルケア

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある方（世帯）が、親の介護も同時に担うことです。

※27 多目的トイレ(たもうてきトイレ)

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけではなく、高齢者、障がいのある方、子ども連れなどの多様な方が利用可能としたトイレのことです。

※28 地域包括ケアシステム(ちいきほうかつケアシステム)

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制のことです。「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し連携しながら在宅の生活を支えています。

※29 地域包括支援センター(ちいきほうかつしえんセンター)

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。

な 行

※30 認知症(にんちしょう)

後天的かつ器質的な原因により、正常に発達した脳機能が低下し、日常生活・社会生活を営むことに支障が生じている状態のことをいいます。認知症には様々な種類があり、記憶障がい、理解・判断力の低下などの中核症状と、その人の置かれている環境、人間関係や性格などによって起こる暴言・暴力、興奮、抑うつ、幻覚、妄想、徘徊などの行動・心理症状（B P S D）があります。

※31 年少人口率(ねんしょうじんこうりつ)

人口統計で、15歳未満の年少人口が総人口に占める割合のことをいいます。

は 行

※32 ハーフデイボランティアスクール

市内の児童・生徒を対象に、社会福祉施設などの協力による半日程度の活動体験を通して、地域の福祉に目を向けるきっかけとなることを目的に実施している事業です。

※33 8050問題(はちまるごうまるもんだい)

従来から、ひきこもりの長期高年齢化は、親の高齢化について深刻な困窮に陥る可能性が指摘され、親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなどして、これまで見えづらかった地域課題のことです。背景に、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があります。

※34 パブリックコメント

市の重要な計画、方針などの要素を広く市民に公表して、市民から意見や情報を募集し、提出された意見などに対して、市の考え方を公表する手続きのことをいいます。

※35 バリアフリー

高齢者や障がいのある方が生活する上で、障壁（バリア）となるものを取り除くことです。

道路、建物、交通手段など物理的なものだけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものも含めた全ての障壁をなくし、全ての方が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

※36 避難行動要支援者避難支援制度（ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえいど）

高齢者や障がいのある方など、災害時に自力での避難が困難な方（「避難行動要支援者」といいます。）が避難の必要なときに孤立することを防ぐために、地域の中でふだんからの声かけや見守り活動などの体制づくりを行う制度です。従前は、「災害時要援護者避難支援制度」でしたが、法律の改正により、災害発生時においては市が把握している全ての対象者情報について、本人の同意なしでも、避難支援する関係者に対して情報提供ができるようになりました。

※37 保健センター（ほけんセンター）

市民の健康の保持及び増進を図るための施設で、地域における母子保健・老人保健の拠点です。保健所とは異なり、市町村レベルでの健康づくりの場となります。

ま 行

※38 民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されています。民生委員は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき児童委員を兼ねることとされています。

※39 モニタリング

ケアプラン（サービス計画）に照らして状況把握を行い、利用者などに対して必要な支援サービス、いわゆるケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないかを調査・検討し、ケアプランなどの見直しを行うことです。

や 行

※40 誘導ブロック(ゆうどうブロック)

目の不自由な方が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるよう定められた構造とし、連続誘導の必要な場所には誘導表示を行なうものです。

※41 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、人種などに関わらず、多様な方が利用しやすい環境や商品などの設計のことです。

わ 行

※42 ワークキャンプ

市内在住・在学の高校生を対象に、市内社会福祉施設などの協力による介護体験や利用者との交流を通して、生きる尊さや支えあう心の大切さを学ぶことを目的に実施している事業です。

(50 音順)

第4期 江別市地域福祉計画（案）

令和元年12月

発行 江別市

編集 江別市健康福祉部管理課

住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

管理課 電話 011-381-1090

FAX 011-381-1070

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>